

綾 部 市 公 報

番 号 第 7 4 9 号
発行日 令和 6 年 1 1 月 1 日
発行所 綾 部 市 役 所

目 次

○規 則

- 綾部市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定
(建築課)・・・1

○告 示

- 綾部市高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱の一部改正
(子育て支援課)・・・2
- 令和 6 年 9 月綾部市議会定例会において認定された決算の要領の公表
(財政課)・・・7
- 綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示
(市民・国保課)・・・8
- 令和 6 年 9 月末における財政に関する事項の公表
(財政課)・・・9

- 綾部市福祉医療費支給事業実施要綱の一部改正
(子育て支援課)・・・35

- 綾部市未熟児養育医療給付要綱の一部改正
(子育て支援課)・・・36

- 綾部市高齢者等住宅除雪費補助金交付要綱の一部改正
(高齢者支援課)・・・37

○公 告

- 綾部市下水道排水設備指定業者規程に基づく指定業者の公表
(下水道課)・・・38

- 公共下水道管渠築造(6-1)

- 工事と公共下水道関連配水管
布設替(6-1)工事公募型
指名競争入札について
(監理課)・・・39

- 綾部駅北駐輪場屋根等整備工
事公募型指名競争入札につい
て
(監理課)・・・51

- 市道市志線法面整備工事条件
付一般競争入札について
(監理課)・・・62

- 室頭首工復旧工事条件付一般
競争入札について
(監理課)・・・72

- 小西町防火水槽新設工事条件
付一般競争入札(取り抜け方
式)について
(監理課)・・・82

- 二王公園キャンプ場通路新設
工事条件付一般競争入札(取
り抜け方式)について
(監理課)・・・92

- 東八田小学校トイレ改修工事
条件付一般競争入札(取り抜
け方式)について
(監理課)・・・102

- 中央公民館内装等改修工事条
件付一般競争入札(取り抜け
方式)について
(監理課)・・・112

- 里町舗装復旧工事条件付一般
競争入札(取り抜け方式)に
ついて
(監理課)・・・122

- 総合運動公園駐車場等整備工
事条件付一般競争入札(取り
抜け方式)について
(監理課)・・・132

・ 公示送達 (税務課) . . . 142	選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	. . . 217
・ 公示送達 (市民・国保課) . . . 143		
・ まちづくりセンター大規模改修工事(建築本体工事)公募型指名競争入札について (監理課) . . . 144	・ 綾部市条例の制定又は改廃等の請求に要する有権者総数の50分の1の数	. . . 218
・ 市道岡中央3号線(館ノ内一 号橋)橋梁補修工事条件付一 般競争入札について (監理課) . . . 155	・ 綾部市議会の解散等の請求に 要する有権者数の3分の1の 数	. . . 219
・ 若松町消防ポンプ格納庫(詰 所付)新設工事条件付一般競 争入札について (監理課) . . . 165	・ 合併協議会設置協議について 投票請求に要する有権者総数 の6分の1の数	. . . 220
・ 市道綾部工業団地3号線舗装 工事と市道綾部工業団地3号 線マンホール調整工事条件付 一般競争入札について (監理課) . . . 175	・ 令和6年10月27日執行の 衆議院議員総選挙及び最高裁 判所裁判官国民審査における 各投票区の投票所	. . . 221
・ 農業施設解体工事条件付一般 競争入札について (監理課) . . . 186	・ 令和6年10月27日執行の 衆議院議員総選挙及び最高裁 判所裁判官国民審査における 期日前投票所	. . . 223
・ 綾部市職員採用試験の実施に ついて (職員課) . . . 196	・ 令和6年10月27日執行の 衆議院議員総選挙及び最高裁 判所裁判官国民審査において 在外選挙人名簿に登録されて いる選挙人の国内における期 日前投票所	. . . 224
○ 教育委員会告示 ・ 令和6年度第8回(10月) 綾部市教育委員会会議招集告 示 . . . 209	・ 令和6年10月27日執行の 衆議院議員総選挙及び最高裁 判所裁判官国民審査における 投票管理者及び同職務代理者 の選任	. . . 225
○ 選挙管理委員会告示 ・ 令和6年10月27日執行予 定の衆議院小選挙区選出議員 選挙におけるポスター掲示場 の設置場所 . . . 210		
・ 令和6年10月27日執行予 定の衆議院小選挙区選出議員		

・ 令和 6 年 1 0 月 2 7 日 執行の 衆議院議員総選挙及び最高裁 判所裁判官国民審査における 期日前投票所の投票管理者及 び同職務代理者の選任	・ ・ ・ 227
・ 令和 6 年 1 0 月 2 7 日 執行の 衆議院議員総選挙及び最高裁 判所裁判官国民審査の投票所 を閉じる時刻の繰り上げ	・ ・ ・ 229
・ 令和 6 年 1 0 月 2 7 日 執行の 衆議院議員総選挙及び最高裁 判所裁判官国民審査における 綾部市開票区の開票の場所及 び日時	・ ・ ・ 230
・ 令和 6 年 1 0 月 2 7 日 執行の 衆議院議員総選挙及び最高裁 判所裁判官国民審査における 綾部市開票区の開票管理者及 び同職務代理者の選任	・ ・ ・ 231
・ 令和 6 年 1 0 月 2 7 日 執行の 衆議院議員総選挙及び最高裁 判所裁判官国民審査における 開票立会人となるべき者を定 めるくじを行う場所及び日時	・ ・ ・ 232
・ 令和 6 年 1 0 月 2 7 日 執行の 衆議院議員総選挙及び最高裁 判所裁判官国民審査における 開票を開始する時刻の繰り下 げ	・ ・ ・ 233

規 則

綾部市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年10月16日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第32号

綾部市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

綾部市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（令和6年綾部市条例第35号）附則の規定に基づき、この規則を定める。

綾部市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日は、令和6年12月1日とする。

綾部市告示第177号

綾部市高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱（平成19年綾部市告示第18号）の一部を次のように改正する。

令和6年10月4日

綾部市長 山崎善也

第3条中「すべて」を「全て」に改め、同条第1号に後段として次のように加える。

なお、その者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とする。

第3条第2号中「おいて6月以上のカリキュラム」の次に「（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報関係の資格や講座）」を加え、「なお、令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報関係の資格や講座）の修業が予定されており、対象資格の取得が見込まれる者も含む。」を削る。

第5条第1項中「、同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者（以下「寡婦等のみなし適用対象者」という。）」を削り、「12か月」を「12月」に改め、「令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合において、」を削り、同条第2項中「12か月」を「12月」に改め、「令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合において、」を削る。

様式第1号（裏面）を次のように改める。

(裏面)

申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について				
1	フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)
	氏 名		続 柄	
	個人番号		申請者の地方税上の扶養親族に該当・非該当	
2	フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)
	氏 名		続 柄	
	個人番号		申請者の地方税上の扶養親族に該当・非該当	
3	フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)
	氏 名		続 柄	
	個人番号		申請者の地方税上の扶養親族に該当・非該当	
4	フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)
	氏 名		続 柄	
	個人番号		申請者の地方税上の扶養親族に該当・非該当	
5	フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)
	氏 名		続 柄	
	個人番号		申請者の地方税上の扶養親族に該当・非該当	
(備考)				
(注意)				

- 1 「本給付金と同時に利用する給付金・貸付金」欄は、本給付金と同時に利用する給付金・貸付金がある場合には、必ず記載してください。
- 2 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。
- 3 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「振込口座」欄に記載する必要はありません。

(添付書類)

- 1 申請者及びその者が扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
- 2 次に掲げるいずれかの書類
 - (1) 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し
 - (2) 当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。）及び生計維持児童（受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。）の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）
 - (3) 当該対象者の前々年（1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）
- 3 養成機関に入校（入所）していることを証する書類
- 4 その他市長が必要と認める書類

同 意 書

綾部市高等職業訓練促進給付金の支給の決定のため、私及び私の世帯の課税状況について、綾部市が確認することについて同意します。

住 所
氏 名

Ⓜ

様式第1号の2（裏面）を次のように改める。

(裏面)

申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について				
1	フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)
	氏 名		続 柄	
	個人番号		申請者の地方税上の扶養親族に該当・非該当	
2	フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)
	氏 名		続 柄	
	個人番号		申請者の地方税上の扶養親族に該当・非該当	
3	フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)
	氏 名		続 柄	
	個人番号		申請者の地方税上の扶養親族に該当・非該当	
4	フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)
	氏 名		続 柄	
	個人番号		申請者の地方税上の扶養親族に該当・非該当	
5	フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)
	氏 名		続 柄	
	個人番号		申請者の地方税上の扶養親族に該当・非該当	
(備考)				

(注意)

- 1 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。
- 2 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「振込口座」欄に記載する必要はありません。
(添付書類)
 - 1 申請者及びその者が扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
 - 2 次に掲げるいずれかの書類
 - (1) 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し
 - (2) 当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）
 - (3) 当該対象者の前々年（1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）
 - 3 対象養成訓練修了後に修業した養成機関の長が発行する養成訓練修了証明書
 - 4 その他市長が必要と認める書類

同 意 書

綾部市高等職業訓練修了支援給付金の支給の決定のため、私及び私の世帯の課税状況について、綾部市が確認することについて同意します。

住 所
氏 名

Ⓜ

附 則

この告示は、令和6年10月4日から施行する。

綾部市告示第 1 7 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 6 項の規定に基づき、令和 6 年 9 月綾部市議会定例会において認定された決算の要領を次のとおり公表する。

令和 6 年 1 0 月 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和 5 年度綾部市一般会計歳入歳出決算
- 2 令和 5 年度綾部市市立診療所等特別会計歳入歳出決算
- 3 令和 5 年度綾部市農林業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算
- 4 令和 5 年度綾部市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 5 令和 5 年度綾部市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 6 令和 5 年度綾部市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 7 令和 5 年度綾部市駐車場特別会計歳入歳出決算
- 8 令和 5 年度綾部市住宅・工業団地事業特別会計歳入歳出決算
- 9 令和 5 年度綾部市上水道事業決算
- 1 0 令和 5 年度綾部市下水道事業決算
- 1 1 令和 5 年度綾部市病院事業決算

綾部市告示第179号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和6年10月10日

綾部市長 山崎善也

証交付年月日	証記号・番号・枝番
令和6年4月1日	綾0832-12126・01
令和6年4月1日	綾1107-15015・09
令和6年4月1日	綾0832-41105・01

綾部市告示第180号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定に基づき、令和6年9月末における財政に関する事項を別紙のとおり公表する。

令和6年10月31日

綾部市長 山崎善也

■ 令和6年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

一般会計

歳入合計	8,566,770,842 円
歳出合計	7,832,199,968 円
差引残高	734,570,874 円

歳 入

(単位:円)

科 目	予 算 額	収 入 額	未 収 入 額	比 率 (%)
市 税	4,620,553,000	2,931,224,882	1,689,328,118	63.4
地 方 譲 与 税	228,000,000	77,284,000	150,716,000	33.9
利 子 割 交 付 金	1,000,000	602,000	398,000	60.2
配 当 割 交 付 金	31,000,000	7,681,000	23,319,000	24.8
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	32,000,000	0	32,000,000	0.0
法 人 事 業 税 交 付 金	89,000,000	50,194,000	38,806,000	56.4
地 方 消 費 税 交 付 金	744,000,000	445,064,000	298,936,000	59.8
環 境 性 能 割 交 付 金	33,000,000	10,229,000	22,771,000	31.0
地 方 特 例 交 付 金	158,000,000	155,627,000	2,373,000	98.5
地 方 交 付 税	5,021,561,000	3,311,525,000	1,710,036,000	65.9
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,000,000	1,196,000	2,804,000	29.9
分 担 金 及 び 負 担 金	62,985,744	13,938,946	49,046,798	22.1
使 用 料 及 び 手 数 料	388,702,000	202,703,352	185,998,648	52.1
国 庫 支 出 金	3,032,253,331	936,180,120	2,096,073,211	30.9
府 支 出 金	2,037,685,000	65,090,643	1,972,594,357	3.2
財 産 収 入	35,709,000	7,263,249	28,445,751	20.3
寄 附 金	113,071,000	154,605,682	△ 41,534,682	136.7
繰 入 金	2,097,616,200	0	2,097,616,200	0.0
繰 越 金	75,388,054	75,386,834	1,220	100.0
諸 収 入	305,815,000	120,975,134	184,839,866	39.6
市 債	2,161,800,000	0	2,161,800,000	0.0
歳 入 合 計	21,273,139,329	8,566,770,842	12,706,368,487	40.3

歳 出

(単位:円)

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額	比 率 (%)
議 会 費	181,859,000	97,895,234	83,963,766	53.8
総 務 費	3,464,285,742	1,332,316,767	2,131,968,975	38.5
民 生 費	7,526,826,866	2,486,108,020	5,040,718,846	33.0
衛 生 費	2,476,919,000	620,306,085	1,856,612,915	25.0
労 働 費	26,622,000	17,698,575	8,923,425	66.5
農 林 水 産 業 費	649,142,878	186,722,800	462,420,078	28.8
商 工 費	417,857,000	198,329,429	219,527,571	47.5
土 木 費	2,138,385,568	1,037,071,473	1,101,314,095	48.5
消 防 費	1,061,071,617	339,846,864	721,224,753	32.0
教 育 費	1,641,122,000	826,741,211	814,380,789	50.4
公 債 費	1,296,120,000	621,744,810	674,375,190	48.0
予 備 費	16,533,983	0	16,533,983	0.0
災 害 復 旧 費	376,393,675	67,418,700	308,974,975	17.9
歳 出 合 計	21,273,139,329	7,832,199,968	13,440,939,361	36.8

■ 令和6年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

告 示

歳出合計	2,101,574,615 円
差引残高	△ 4,329,410 円

歳 入 (単位:円)

科 目	予 算 額	収 入 額	未 収 入 額	比 率 (%)
保 険 料	810,348,000	407,198,063	403,149,937	50.2
使用料及び手数料	51,000	13,800	37,200	27.1
国 庫 支 出 金	1,239,174,000	666,006,000	573,168,000	53.7
支 払 基 金 交 付 金	1,205,605,000	585,357,000	620,248,000	48.6
府 支 出 金	669,530,000	254,773,000	414,757,000	38.1
財 産 収 入	635,000	109,668	525,332	17.3
繰 入 金	905,113,000	0	905,113,000	0.0
繰 越 金	183,529,000	183,528,024	976	100.0
諸 収 入	567,000	259,650	307,350	45.8
歳 入 合 計	5,014,552,000	2,097,245,205	2,917,306,795	41.8

歳 出 (単位:円)

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額	比 率 (%)
総 務 費	99,122,000	44,838,197	54,283,803	45.2
保 険 給 付 費	4,324,984,000	1,766,412,843	2,558,571,157	40.8
地 域 支 援 事 業 費	258,137,000	105,596,327	152,540,673	40.9
基 金 積 立 金	184,163,000	183,637,692	525,308	99.7
公 債 費	329,000	145,206	183,794	44.1
諸 支 出 金	127,817,000	944,350	126,872,650	0.7
予 備 費	20,000,000	0	20,000,000	0.0
歳 出 合 計	5,014,552,000	2,101,574,615	2,912,977,385	41.9

■ 令和6年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

後期高齢者医療特別会計

歳入合計	213,611,175 円
歳出合計	211,259,896 円

差引残高 2,351,279 円

歳 入 (単位:円)

科 目	予 算 額	収 入 額	未 収 入 額	比 率 (%)
後期高齢者医療保険料	509,686,000	201,836,548	307,849,452	39.6
使用料及び手数料	37,000	7,000	30,000	18.9
繰 入 金	199,340,000	0	199,340,000	0.0
繰 越 金	11,759,000	11,758,332	668	100.0
諸 収 入	1,353,000	9,295	1,343,705	0.7
歳 入 合 計	722,175,000	213,611,175	508,563,825	29.6

歳 出 (単位:円)

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額	比 率 (%)
総 務 費	3,396,000	1,559,902	1,836,098	45.9
後期高齢者医療広域連合納付金	712,529,000	208,695,632	503,833,368	29.3
諸 支 出 金	1,250,000	1,004,362	245,638	80.3
予 備 費	5,000,000	0	5,000,000	0.0
歳 出 合 計	722,175,000	211,259,896	510,915,104	29.3

■ 令和6年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

駐車場特別会計

歳入合計	7,109,359 円
歳出合計	4,137,006 円
差引残高	2,972,353 円

歳 入 (単位:円)

科 目	予 算 額	収 入 額	未 収 入 額	比 率 (%)
使用料及び手数料	13,712,000	6,768,150	6,943,850	49.4
財産収入	1,000	1,863	△ 863	186.3
諸収入	43,000	0	43,000	0.0
繰越金	340,000	339,346	654	99.8
歳入合計	14,096,000	7,109,359	6,986,641	50.4

歳 出 (単位:円)

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額	比 率 (%)
運営管理費	9,996,000	4,137,006	5,858,994	41.4
事業費	4,000,000	0	4,000,000	0.0
予備費	100,000	0	100,000	0.0
歳出合計	14,096,000	4,137,006	9,958,994	29.3

■令和6年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

住宅・工業団地事業特別会計

歳入合計	4,334,400 円
歳出合計	3,478,351 円
差引残高	856,049 円

告 示

歳 入 (単位:円)

科 目	予 算 額	収 入 額	未 収 入 額	比 率 (%)
財 産 収 入	53,944,000	4,334,400	49,609,600	8.0
諸 収 入	247,000	0	247,000	0.0
歳 入 合 計	54,191,000	4,334,400	49,856,600	8.0

歳 出 (単位:円)

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額	比 率 (%)
総 務 費	36,041,000	176,365	35,864,635	0.5
販 売 促 進 費	17,650,000	3,301,986	14,348,014	18.7
予 備 費	500,000	0	500,000	0.0
歳 出 合 計	54,191,000	3,478,351	50,712,649	6.4

令和6年度
財産に関する調書

綾 部 市

(令和6年9月30日現在)

財 産 に 関 す る 調 査 書

1 公 有 財 産
(1) 土 地 及 び 建 物

総 括

区 分	土 地 (地 積)			建 造 (延面積)			非 木 造 (延面積)			物 面 積 計		
	前年度末現在高	増減	中期高	前年度末現在高	増減	中期高	前年度末現在高	増減	中期高	前年度末現在高	増減	中期高
	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
本 庁 舎	8,916.17	0.00	8,916.17	109.90	0.00	109.90	7,848.75	0.00	7,848.75	7,958.65	0.00	7,958.65
警察(消防)施設	25,047.97	930.28	25,978.25	993.93	0.00	993.93	3,625.58	0.00	3,625.58	4,619.51	0.00	4,619.51
その他の施設	182,360.45	0.00	182,360.45	116.80	0.00	116.80	10,326.57	0.00	10,326.57	10,443.37	0.00	10,443.37
学 校	236,750.34	0.00	236,750.34	4,668.25	0.00	4,668.25	59,740.09	△ 417.53	59,322.56	64,408.34	△ 417.53	63,990.81
公 営 住 宅	52,840.01	△ 533.62	52,306.39	8,378.35	△ 89.51	8,288.84	5,359.39	△ 215.00	5,144.39	13,737.74	△ 304.51	13,433.23
公 園	329,524.74	0.00	329,524.74	525.97	0.00	525.97	7,348.21	0.00	7,348.21	7,874.18	0.00	7,874.18
その他の施設	1,870,074.76	852.21	1,870,926.97	19,100.28	0.00	19,100.28	48,776.43	528.03	49,304.46	67,876.71	528.03	68,404.74
山 林	1,042,676.38	△ 2,206.00	1,040,470.38	-	-	-	-	-	-	-	-	-
田	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-
畑	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-

区 分	土 地 (地 積)						建 物											
	前年度末現在高		中間減高		令和6年9月30日現在高		前年度末現在高		中間減高		令和6年9月30日現在高							
	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡						
原 野	4,100.91	0.00	4,100.91															
雑 種 地	18,658.12	△ 8,704.00	9,954.12															
宅 地	26,244.20	△ 11,637.66	14,606.54															
池	94,341.00	0.00	94,341.00															
墓 地	14,351.61	0.00	14,351.61															
そ の 他	54,486.05	741.39	55,227.44															
建 物	-	-	-	5,697.57	△ 3,502.43	2,195.14	2,240.31	△ 708.36	1,531.95	7,937.88	△ 4,210.79	3,727.09	184,856.38	△ 4,404.80	180,451.58			
合 計	3,960,372.71	△ 20,557.40	3,939,815.31	39,591.05	△ 3,591.94	35,999.11	145,265.33	△ 812.86	144,452.47	184,856.38	△ 4,404.80	180,451.58						

行 政 財 産 物

区 分	土 地 (地 積)		建 造 (延面積)		非 木 造 (延面積)		延 積 計	
	前年度末現在高	前年度末現在高	前年度末現在高	前年度末現在高	前年度末現在高	前年度末現在高	前年度末現在高	前年度末現在高
本 庁 舎	8,916.17	0.00	109.90	109.90	7,848.75	7,848.75	7,958.65	7,958.65
警察(消防)施設	25,047.97	930.28	993.93	993.93	3,625.58	3,625.58	4,619.51	4,619.51
その他の施設	182,360.45	0.00	116.80	116.80	10,326.57	10,326.57	10,443.37	10,443.37
学 校	236,750.34	0.00	4,668.25	4,668.25	59,740.09	59,322.56	64,408.34	63,990.81
公 営 住 宅	52,840.01	△ 533.62	8,378.35	△ 89.51	5,359.39	5,144.39	13,737.74	13,433.23
公 園	329,524.74	0.00	525.97	525.97	7,348.21	7,348.21	7,874.18	7,874.18
その他の施設	1,870,074.76	852.21	19,100.28	19,100.28	48,776.43	49,304.46	67,876.71	68,404.74
合 計	2,705,514.44	1,248.87	33,893.48	△ 89.51	143,025.02	142,920.52	176,918.50	△ 194.01
合計								176,724.49

普 通 財 産

区 分	土 地 (地 積)		建 造 (延面積)		非 木 造 (延面積)		物 積 計	
	前年度末現在高	増減	中期高	増減	前年度末現在高	増減	前年度末現在高	増減
山 林	1,042,676.38	△ 2,206.00	1,040,470.38	-	-	-	-	-
田	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-	-
畑	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-	-
原 野	4,100.91	0.00	4,100.91	-	-	-	-	-
雑 種 地	18,658.12	△ 8,704.00	9,954.12	-	-	-	-	-
宅 地	26,244.20	△ 11,637.66	14,606.54	-	-	-	-	-
池	94,341.00	0.00	94,341.00	-	-	-	-	-
墓 地	14,351.61	0.00	14,351.61	-	-	-	-	-
そ の 他	54,486.05	741.39	55,227.44	-	-	-	-	-
建 物	-	-	2,195.14	△ 3,502.43	2,195.14	△ 708.36	1,531.95	△ 4,210.79
合 計	1,254,858.27	△ 21,806.27	1,233,052.00	△ 3,502.43	2,195.14	△ 708.36	1,531.95	△ 4,210.79
								3,727.09
								3,727.09

(2) 山 林

土地の権利の区分	面		積		立木の推定		積量
	前年度末現在高	期間中増減高	令和6年9月30日現在高	期間中増減高	前年度末現在高	期間中増減高	令和6年9月30日現在高
所 有	1,042,676.38	△ 2,206.00	1,040,470.38	238.82	15,921.54	238.82	16,160.36
分 収	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他の権原によるもの	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合 計	1,042,676.38	△ 2,206.00	1,040,470.38	238.82	15,921.54	238.82	16,160.36

(3) 動 産 該 当 な し

(4) 物 権

区 分	前年度末現在高	期間中増減高	令和6年9月30日現在高
温泉 泉 権	3.30	0.00	3.30

(5) 無 体 財 産 権

区 分	前年度末現在高	期間中増減高	令和6年9月30日現在高
特 許 権	0	0	0
著 作 権	5	0	5

(6) 有 価 証 券 該 当 な し

(7) 出資による権利

区	分	前年度末現在高 ^{千円}	期間中増減高 ^{千円}	令和6年9月30日現在高 ^{千円}
(株)エフエムあやべ	出資金	25,000	0	25,000
地方公共団体金融機構	出資金	3,800	0	3,800
北近畿タンゴ鉄道(株)	出資金	10,250	0	10,250
(公財)京都府暴力追放運動推進センター	出資金	2,432	0	2,432
(福)綾部市社会福祉協議会	出資金(ボランティア基金)	25,000	0	25,000
(公財)綾部市医療公社	出資金	100,000	0	100,000
(株)水夢	出資金	50,000	0	50,000
(公社)京都府農業総合支援センター	出資金	240	0	240
京都府農業信用基金協会	出資金	10,800	0	10,800
(株)農夢	出資金	7,100	0	7,100
綾部市森林組合	出資金	1,000	0	1,000
京都信用保証協会	出資金	22,739	0	22,739
(株)緑土	出資金	35,000	0	35,000
(一社)綾部工業団地振興センター	出資金(ふれあい基金)	2,000	0	2,000
(公財)京都府中丹文化事業団	出資金	7,400	0	7,400
(一財)綾部市スポーツ協会	出資金	20,000	0	20,000
(一社)京都府北部地域連携携都市圏振興社	出資金(綾部地域本部基金)	2,851	0	2,851
	合計	325,612	0	325,612

2 物 品

区 分	前年度未現在高	期間中増減高		令和6年9月30日現在高
		増	減	
乗用車	14台	1台	1台	14台
バス	10台	1台	1台	10台
トラック	3台	0台	0台	3台
ダンプ	1台	0台	0台	1台
小型貨物車	25台	0台	0台	25台
ダンプ	1台	0台	0台	1台
除雪車	12台	0台	0台	12台
清掃車	4台	0台	0台	4台
喫煙衛生車	1台	0台	0台	1台
フオートリフト	2台	0台	0台	2台
シヨベールローダ	1台	0台	0台	1台
パワースキョベール	3台	0台	0台	3台
トラクションパクタ	1台	0台	0台	1台
軽自動車	71台	1台	0台	72台
消防指令車	1台	0台	0台	1台
救急車	4台	0台	0台	4台
消防広報車	1台	0台	0台	1台
消防指揮広報車	1台	0台	0台	1台
水槽付消防自動車	3台	0台	0台	3台
資機材搬送車	1台	0台	0台	1台
救助工作車	2台	0台	0台	2台
消防ポンプ自動車	15台	0台	0台	15台
消防積載車	40台	0台	0台	40台
フロント回収車	1台	0台	0台	1台
リフト付送迎車	1台	0台	0台	1台
乗用自動車 (車椅子仕様車)	1台	0台	0台	1台
リフト付バス	2台	0台	0台	2台
保冷車	3台	0台	0台	3台
救助用ボート	8艘	0艘	0艘	8艘
小型動力ボンプ	41台	0台	0台	41台
原子力防災資機材備蓄用倉庫	1棟	0棟	0棟	1棟
救急指令装置	1台	0台	0台	1台

区 分	前年度末現在高	期間中増減高		令和6年9月30日現在高
		増	減	
救急資機材	3式	0式	0式	3式
監視テレビカメラ	2台	0台	0台	2台
無線サイレン制御装置	1台	0台	0台	1台
デジタル無線設備	1式	0式	0式	1式
一斉通報(自動呼出)装置	1台	0台	0台	1台
電話自動交換機	1台	0台	0台	1台
気象観測装置	1台	0台	0台	1台
放送装置	3台	0台	0台	3台
消火器使用方法訓練装置	1式	0式	0式	1式
自家発電設備	1式	0式	0式	1式
救命士用訓練人形(救急資機材)	1体	0体	0体	1体
救急用送信装置(救急資機材)	1式	0式	0式	1式
半自動除細動器(救急資機材)	1台	1台	0台	2台
三連梯子(救急資機材)	1個	0個	0個	1個
マット型空気ジャッキ(救急資機材)	1個	0個	0個	1個
大型油圧救助器具(救急資機材)	1台	0台	0台	1台
削岩機(救急資機材)	1台	0台	0台	1台
緊急消防援助隊用資機材	2式	0式	0式	2式
消防団旗	1棹	0棹	0棹	1棹
丁合機	1台	0台	0台	1台
大型電子複写機	2台	0台	0台	2台
複写機	1台	0台	0台	1台
カセットプリンタ	1台	0台	0台	1台
電算端末機	12台	0台	0台	12台
プリンタ	1台	0台	0台	1台
8インチフロッピー装置	1台	0台	0台	1台
磁気テープ装置	1台	0台	0台	1台
OCR	1台	0台	0台	1台
ワーキングシステム	1台	0台	0台	1台
レーザープリンタ	3台	0台	0台	3台
無停電装置	1式	0式	0式	1式
バースタ	1台	0台	0台	1台

化学	防護服		4着	0着	0着	4着
多目的	プリンター		1台	0台	0台	1台
パーソナル	コンピュータ		5台	0台	0台	5台
パーソナル	コンピュータソフト		2式	0式	0式	2式
レイヤ	3システム		1式	0式	0式	1式
公営住宅	電算システム		1式	0式	0式	1式
レセプト	コンピュータ (診療所)		4式	0式	0式	4式
コクホ	インシステム		1式	0式	0式	1式
E L-N E T	受信局システム		2式	0式	0式	2式
児童扶養	手当システム		1式	0式	0式	1式
地域包括	支援センターシステム		1式	0式	0式	1式
赤外線	補聴システム		1式	0式	0式	1式
印影	リーダー		1台	0台	0台	1台
点字	プリンター		1台	1台	1台	1台
ビデオ	プロジェクター		1台	0台	0台	1台
マルチ	メディアプロジェクター		10台	0台	0台	10台
液晶	プロジェクター		6台	0台	0台	6台
映写	写真機		5台	0台	0台	5台
写真	写真機		1台	0台	0台	1台
O C R	カメラ	(天文館)	3台	0台	0台	3台
アスト	ロカメラ	(天文館)	1式	0式	0式	1式
双眼	眼鏡	(天文館)	1個	0個	0個	1個
屈折	望遠鏡	(天文館)	1個	0個	0個	1個
天体	測光装置	(天文館)	1式	0式	0式	1式
V T R	レコーダー	(天文館)	1式	0式	0式	1式
ビデオ	撮影システム	(天文館)	1式	0式	0式	1式
ハイ	ビジョンソフト	(天文館)	2式	0式	0式	2式
リ	ソフト	(天文館)	1台	0台	0台	1台
高速	度投票計数機		4台	0台	0台	4台
最高	裁国民審査投票読取集計機		2台	0台	0台	2台
自動	式投票用紙読取分類機		7台	0台	0台	7台
レ	ンソフト	ゲン	2台	0台	0台	2台

区分	前年度末現在高	期間中増減高		令和6年9月30日現在高
		増	減	
歯科診療台	2台	0台	0台	2台
心電計	4台	0台	0台	4台
言語治療機器	1台	0台	0台	1台
ヘルストロソン	1台	0台	0台	1台
自動式心マッソーシ器	1台	0台	0台	1台
患者監視装置	3式	0式	0式	3式
筋力トレーニング機器	2式	0式	0式	2式
超音波密度測定装置	1台	0台	0台	1台
血管年齢測定器	1台	0台	0台	1台
電動鋸	1台	0台	0台	1台
小型旋盤	1台	0台	0台	1台
芝刈り機(アプローチモア) (二王公園)	1台	0台	0台	1台
乗用草刈機	1台	0台	0台	1台
樹木粉砕機	1台	0台	0台	1台
ブレハブ冷蔵庫(有害鳥獣一時保管用)	2台	0台	0台	2台
車載式小型簡易散布機	1台	0台	0台	1台
除雪機	12台	0台	0台	12台
散粉器	1台	0台	0台	1台
ピアノ	26台	0台	0台	26台
グラソンドピアノ (I・Tビル)	1台	0台	0台	1台
アルミモーターボート	1艘	0艘	0艘	1艘
バスケット台	3台	0台	0台	3台
スポーツトラックター	2台	0台	0台	2台
木製アスレチック	1式	0式	0式	1式
ハイスクールジム	1式	0式	0式	1式
総合遊具	1式	0式	0式	1式
サッカーゴール	2式	0式	0式	2式
太鼓	1式	0式	0式	1式
両面ボール型ソーラー時計 (東部グラウンド)	1台	0台	0台	1台
舞台カーテン	1張	0張	0張	1張
金屏風	1枚	0枚	0枚	1枚
どん張	5張	0張	0張	5張

丹羽国綾部藩領古絵図	1点	0点	0点	0点	1点	0点	0点	1点
絵	9点	0点	0点	0点	9点	0点	0点	1点
つ	1個	0個	0個	0個	1個	0個	0個	1個
文	1個	0個	0個	0個	1個	0個	0個	1個
文	1個	0個	0個	0個	1個	0個	0個	1個
綾	1張	0張	0張	0張	1張	0張	0張	1張
カ	1張	0張	0張	0張	1張	0張	0張	1張
葬	2式	0式	0式	0式	2式	0式	0式	2式
葬	2式	0式	0式	0式	2式	0式	0式	2式
講	1個	0個	0個	0個	1個	0個	0個	1個
花	1個	0個	0個	0個	1個	0個	0個	1個
茶	1式	0式	0式	0式	1式	0式	0式	1式
飾	1個	0個	0個	0個	1個	0個	0個	1個
書	4個	0個	0個	0個	4個	0個	0個	4個
カ	1個	0個	0個	0個	1個	0個	0個	1個
カ	1個	0個	0個	0個	1個	0個	0個	1個
騒	1台	0台	0台	0台	1台	0台	0台	1台
自	1式	0式	0式	0式	1式	0式	0式	1式
光	3台	0台	0台	0台	3台	0台	0台	3台
滅	1台	0台	0台	0台	1台	0台	0台	1台
養	1式	0式	0式	0式	1式	0式	0式	1式
空	1台	0台	0台	0台	1台	0台	0台	1台
廃	1台	0台	0台	0台	1台	0台	0台	1台
ペ	1台	0台	0台	0台	1台	0台	0台	1台
食	10台	1台	0台	0台	10台	1台	0台	11台
小	1台	0台	0台	0台	1台	0台	0台	1台
冷	2台	1台	0台	0台	2台	1台	0台	3台
水	1台	0台	0台	0台	1台	0台	0台	1台
冷	1台	0台	0台	0台	1台	0台	0台	1台
冷	4台	0台	0台	0台	4台	0台	0台	4台
移	7基	2基	2基	2基	7基	2基	2基	7基
ミ	4台	0台	0台	0台	4台	0台	0台	4台

区分	前年度末現在高	期間中増減高		令和6年9月30日現在高
		増	減	
トラクタ	7台	0台	0台	7台
田植機	21台	0台	0台	21台
コンバイン	12台	0台	0台	12台
真空包装機	11台	0台	0台	11台
フードミキサー	1台	0台	0台	1台
圧力釜	1個	0個	0個	1個
麵ボック	1台	0台	0台	1台
自動発酵機	1台	0台	0台	1台
ミートチャヨッパ	1台	0台	0台	1台
野菜カッタ	1台	0台	0台	1台
マニアスプレッタ	2台	0台	0台	2台
食器洗浄機	4式	0式	0式	4式
自動餅つき機	1台	0台	0台	1台
水気耕栽培ハイボニカ	1式	0式	0式	1式
灌水設備	2式	0式	0式	2式
校旗	2台	0台	0台	2台
自動券売機	1台	0台	0台	1台
レジスタ	1式	0式	0式	1式
テーパーセツト	1式	0式	0式	1式
リソグラフ	1式	0式	0式	1式
放送設備 (西八田・上林・吉美小学校)	3式	0式	0式	3式
風力太陽光発電システム (物部小)	1式	0式	0式	1式
いす式斜行型階段昇降機	2台	0台	0台	2台
駐車場システム機器	1式	0式	0式	1式
かんぽな盤	1台	0台	0台	1台
移動通信用無線設備機器	1式	0式	0式	1式
サーバ関連機器	8式	0式	0式	8式
合唱用ひな壇 (綾部中)	1式	0式	0式	1式
消毒保管管機 (綾部小)	1台	0台	0台	1台
組み立て式ユニットプール (物部保育園)	1式	0式	0式	1式
移動式高圧コンプレッサユニット	1式	0式	0式	1式
フラインホイール付水中スクリーンポンプ (工業団地水処理センター)	4台	0台	0台	4台

聴覚・言語障害者向け緊急通報システム								
情報通信設備		1式	0式	0式	1式	0式	0式	1式
歯科用吸引装置システム (上林歯科診療所)		1台	0台	0台	1台	0台	0台	1台
土木工事積算システム		1式	0式	0式	1式	0式	0式	1式
汚物用水中ノックログポンプ (工業団地水処理センター)		2台	0台	0台	2台	0台	0台	2台
ワイヤレスチャイム		1式	0式	0式	1式	0式	0式	1式
全自動高圧蒸気滅菌器 (奥上林診療所)		1台	0台	0台	1台	0台	0台	1台
電動式心肺人工蘇生器		2式	0式	0式	2式	0式	0式	2式
救助用支柱器具		1式	0式	0式	1式	0式	0式	1式
A I サーマルカメラ (総合運動公園、市民センター、中央公民館)		4台	0台	0台	4台	0台	0台	4台
電視観望システム (天文館)		1式	0式	0式	1式	0式	0式	1式
券面プリンタシステム		1台	0台	0台	1台	0台	0台	1台
WEB会議システム機器		5台	0台	0台	5台	0台	0台	5台
非常用モバイル蓄電システム		3台	0台	0台	3台	0台	0台	3台
G I S 処理用パソコン		1台	0台	0台	1台	0台	0台	1台
眼科屈折検査機器		1台	0台	0台	1台	0台	0台	1台
デジタル印刷機		1台	0台	0台	1台	0台	0台	1台
手押車 (図書館)		1台	0台	0台	1台	0台	0台	1台
金属性保管管庫 (図書館)		1個	0個	0個	1個	0個	0個	1個
自動貸出機 (図書館)		1台	0台	0台	1台	0台	0台	1台
セキユリテイゲート (図書館)		2台	0台	0台	2台	0台	0台	2台
ハインデイリゲーター (図書館)		2個	0個	0個	2個	0個	0個	2個
リーダワイター (図書館)		3台	0台	0台	3台	0台	0台	3台
ディスプレイター (地域交流センター)		1個	0個	0個	1個	0個	0個	1個
着ぐるみ		1着	0着	0着	1着	0着	0着	1着
二要素認証サポートライセン		0式	1式	0式	0式	1式	0式	1式

3 債 権

区 分		前年度末現在額	決算年度中増減額	令和16年9月30日現在額
		千円	千円	千円
くらしの資金融貸付事業	業	8,517	805	9,322
綾部市保育士等修学資金	金	4,150	987	5,137

4 基 金

区 分		前年度末現在額	決算年度中増減額	令和16年9月30日現在額
		千円	千円	千円
財政調整基金	金	2,059,165	267,701	2,326,866
減債基金	有価証券 金	99,964	0	99,964
庁舎建設等準備基金	現金 金	676,859	682	677,541
地域振興基金	現金 有価証券 金	38,931	0	38,931
世界連邦推進事業基金	現金 有価証券 金	298,247	0	298,247
電源立地地域対策基金	現金 有価証券 金	1,971,865	△ 96,564	1,875,301
水源の里基金	現金 有価証券 金	28,440	105	28,545
社会福祉社事業基金	現金 有価証券 金	310,147	0	310,147
子育て基金	現金 有価証券 金	61,096	△ 74	61,022
交通安全対策基金	現金 有価証券 金	200,000	0	200,000
保健事業基金	現金 有価証券 金	206,337	△ 2,399	203,938
環境基金	現金 有価証券 金	14,150	8,737	22,887
		1,180	△ 23	1,157
		32,033	3	32,036
		98,313	△ 6,950	91,363

中山間地域保全基金	現金	10,725	0	10,725
開発関連施設整備基金	現金	27,721	△ 2,135	25,586
住宅新築資金等貸付事業基金	現金	15,413	0	15,413
教育振興基金	現金	140,862	127,276	268,138
文化振興基金	現金	13,720	△ 39	13,681
スポーツ振興基金	現金	3,746	1	3,747
森林環境譲与税基金	現金	56,719	△ 11,621	45,098
まち・ひと・しごと創生基金	現金	90,002	△ 58,999	31,003
用品調達基金	物品	1,894	△ 163	1,731
	現金	606	163	769
土地開発発基金	土地	150,062	0	150,062
	現金	203,491	0	203,491
農業者労働災害共済事業基金	現金	17,436	1,385	18,821
国民健康保険準備基金	現金	265,056	△ 56,227	208,829
介護給付費準備基金	現金	705,982	182,670	888,652
駐車場整備基金	現金	20,150	1,671	21,821
合 計	有価証券	598,211	0	598,211
	現金	7,070,145	355,363	7,425,508
	物品	1,894	△ 163	1,731
	土地	150,062	0	150,062

■令和6年9月末各税目毎の市税徴収状況

(単位:円)

区 分	節	予 算 額	調 定 額	収 入 額	未 収 入 額	収 納 率
市 民 税 個 人	現年	1,234,524,000	1,270,081,100	558,885,200	711,195,900	44.00%
	滞納	6,092,000	22,959,309	5,154,042	17,805,267	22.45%
	計	1,240,616,000	1,293,040,409	564,039,242	729,001,167	43.62%
市 民 税 法 人	現年	302,149,000	183,558,100	179,659,200	3,898,900	97.88%
	滞納	435,000	860,158	553,558	306,600	64.36%
	計	302,584,000	184,418,258	180,212,758	4,205,500	97.72%
固 定 資 産 税	現年	2,621,163,000	2,662,697,200	1,797,778,067	864,919,133	67.52%
	滞納	8,167,000	21,324,449	10,328,245	10,996,204	48.43%
交 付 金	現年	14,682,000	14,682,200	14,682,200	0	100.00%
	計	2,644,012,000	2,698,703,849	1,822,788,512	875,915,337	67.54%
軽自動車税	現年	132,577,000	134,751,900	132,343,710	2,408,190	98.21%
	滞納	969,000	2,974,948	415,175	2,559,773	13.96%
環境性能割	現年	7,557,000	6,078,400	6,078,400	0	100.00%
	計	141,103,000	143,805,248	138,837,285	4,967,963	96.55%
市たばこ税	現年	211,207,000	105,585,867	87,050,752	18,535,115	82.45%
都 市 計 画 税	現年	80,579,000	78,530,300	55,915,005	22,615,295	71.20%
	滞納	452,000	14,752,098	595,328	14,156,770	4.04%
	計	81,031,000	93,282,398	56,510,333	36,772,065	60.58%
合 計	現年	4,604,438,000	4,455,965,067	2,832,392,534	1,623,572,533	63.56%
	滞納	16,115,000	62,870,962	17,046,348	45,824,614	27.11%
	計	4,620,553,000	4,518,836,029	2,849,438,882	1,669,397,147	63.06%

綾部市告示第 1 8 1 号

綾部市福祉医療費支給事業実施要綱（昭和 5 0 年綾部市告示第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 1 1 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 4 条第 1 項第 2 号中「第 2 条の 4 第 8 項」を「第 2 条の 4 第 7 項」に改める。

第 5 条第 2 号中「被保険者証又は共済組合員証」を「被保険者又は共済組合員であることを証する書類」に改める。

様式第 2 号中

「

2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証（又は組合員証）に添えてこの証を必ず窓口に提出してください。

マイナンバーカードを被保険者証として利用する場合は、この証のみを窓口に提出してください。

を

」

「

2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、電子資格確認を受ける際に窓口にこの証を提出するか、資格確認書にこの証を添えて窓口に提出してください。

に

」

改める。

附 則

- 1 この告示は、令和 6 年 1 1 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 2 号及び様式第 2 号の改正規定は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。
- 2 この告示施行の際、この告示による改正前の規定に基づき作成された様式で、現に残存するものは、なお当分の間、使用することができる。

綾部市告示第182号

綾部市未熟児養育医療給付要綱（平成25年綾部市告示第52号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月1日

綾部市長 山崎善也

様式第1号中「被保険者証等の
記号及び番号」を「被保険者等の
記号及び番号」に改める。

様式第4号中「被保険者証等の
記号及び番号」を「被保険者等の
記号及び番号」に改める。

附 則

この告示は、令和6年12月2日から施行する。

綾部市告示第 1 8 3 号

綾部市高齢者等住宅除雪費補助金交付要綱（平成 1 8 年綾部市告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 1 1 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号中「氏名 ④」を「氏名 ⑤」
に、「市内又は隣接市町」を「同一の自治会連合会内」に、「上記」を「申請者の世帯状況等は、上記」に、

「※領収書の写しを添付してください。

を

」

「※領収書の写しを添付してください。

に改める。

※積雪状況を確認できる写真を添付してください。」

附 則

この告示は、令和 6 年 1 1 月 1 日から施行する。

綾部市公告第140号

綾部市下水道排水設備指定業者規程第13条第1項第4号に基づく指定業者を次により公表します。

令和6年10月 2日

綾部市長 山 崎 善 也

1 異動により指定内容の一部を変更する業者

事業所名	代表者氏名	所在地	変更日
源和住工 株式会社	吉田 真人	綾部市里町鹿ノ子8番地の1	令和6年9月2日

綾部市下水道排水設備指定業者新規指定申請等

異動届の内容

	指定 番号	事業所名	代表者氏名	所在地
変更後	2	源和住工 株式会社	吉田 真人	綾部市里町鹿ノ子8番地の1
変更前	2	源和住工 株式会社	山本 嘉和	綾部市里町鹿ノ子8番地の1

綾部市公告第 1 4 1 号

下水道整備事業の公共下水道管渠築造（6－1）工事と水量水質安定的対策事業の公共下水道関連配水管布設替（6－1）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和 6 年 1 0 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 6 9 2 号
- (2) 工 事 名 公共下水道管渠築造（6－1）工事
公共下水道関連配水管布設替（6－1）工事
- (3) 工事場所 綾部市味方町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、下水道整備事業に伴う下水管渠と水量水質安定的対策事業に伴う配水管布設替を開削工法により整備するものです。工事区間は生活道路となっているため、歩行者・車両等の通行確保、安全対策、環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 (管渠築造)
- 管渠工 V U 2 0 0 L = 1 9 7 m
管渠工 V U 1 5 0 L = 2 1 8 m
マンホール設置工 N = 1 8 基
汚水枳及び取付管工 N = 2 6 箇所
- (配水管布設替)
- 配水管布設工 D C I P (G X) φ 1 5 0 L = 1 0 1 m
配水管布設工 D C I P (G X) φ 7 5 L = 2 1 8 m
配水管布設工 P P φ 5 0 L = 1 4 7 m
給水戸数 N = 1 9 戸
消火栓設置工 N = 2 基
仮設配水管工 一式
- (6) 予定工期 令和 6 年 1 1 月 6 日から
令和 7 年 3 月 3 1 日まで（1 4 6 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者とします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。

- (2) 令和6年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に土木工事のA1等級で登録されており、令和6年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を土木工事について受けているものであること。
- (4) 令和6年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、土木工事の総合評点が900点以上であること。
- (5) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和5年1月1日から令和5年12月31日の間において、完了工事の成績評点が65点に満たない評定を受けていないこと。
- (6) 請負金額1,000万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の土木工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 土木工事に係る技術者を、主任技術者又は監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、主任技術者又は監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の主任技術者又は監理技術者にはなれません。

3 提出書類

- (1) 公募型指名競争入札参加申請書
 - ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。
- (2) 技術資料及び資格者証等の写し
 - ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式—3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
 - ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）

- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、主任技術者又は監理技術者の法令による免許欄には、2（7）に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2（8）を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

（1）設計図書の閲覧

- ①期間 令和6年10月7日（月）午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は4,190円です。

（2）入札参加申請書の受付

- ①期間 令和6年10月10日（木）午前9時から午後6時まで
令和6年10月11日（金）午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で10月10日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

- （1）入札通知書及び非指名通知書については、令和6年10月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- （2）非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ①期間 令和6年10月18日（金）から
令和6年10月21日（月）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和6年10月23日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファ

ックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①期間 令和6年10月28日(月)午前9時から午後6時まで
令和6年10月29日(火)午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は10月28日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年10月31日(木)午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。
- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (7) 本案件は、下水管渠工事と配水管布設替工事を合併して発注するものですが、契約については、2件に分けて契約するものとします。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

- 1 工事番号
2 工 事 名
3 場 所
4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓
約します。

記

工事番号
工 事 名
工事場所
添付書類

技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

様式 - 3

技 術 資 料

住 所

名 称

1 同種工事又は類似工事の施工実績

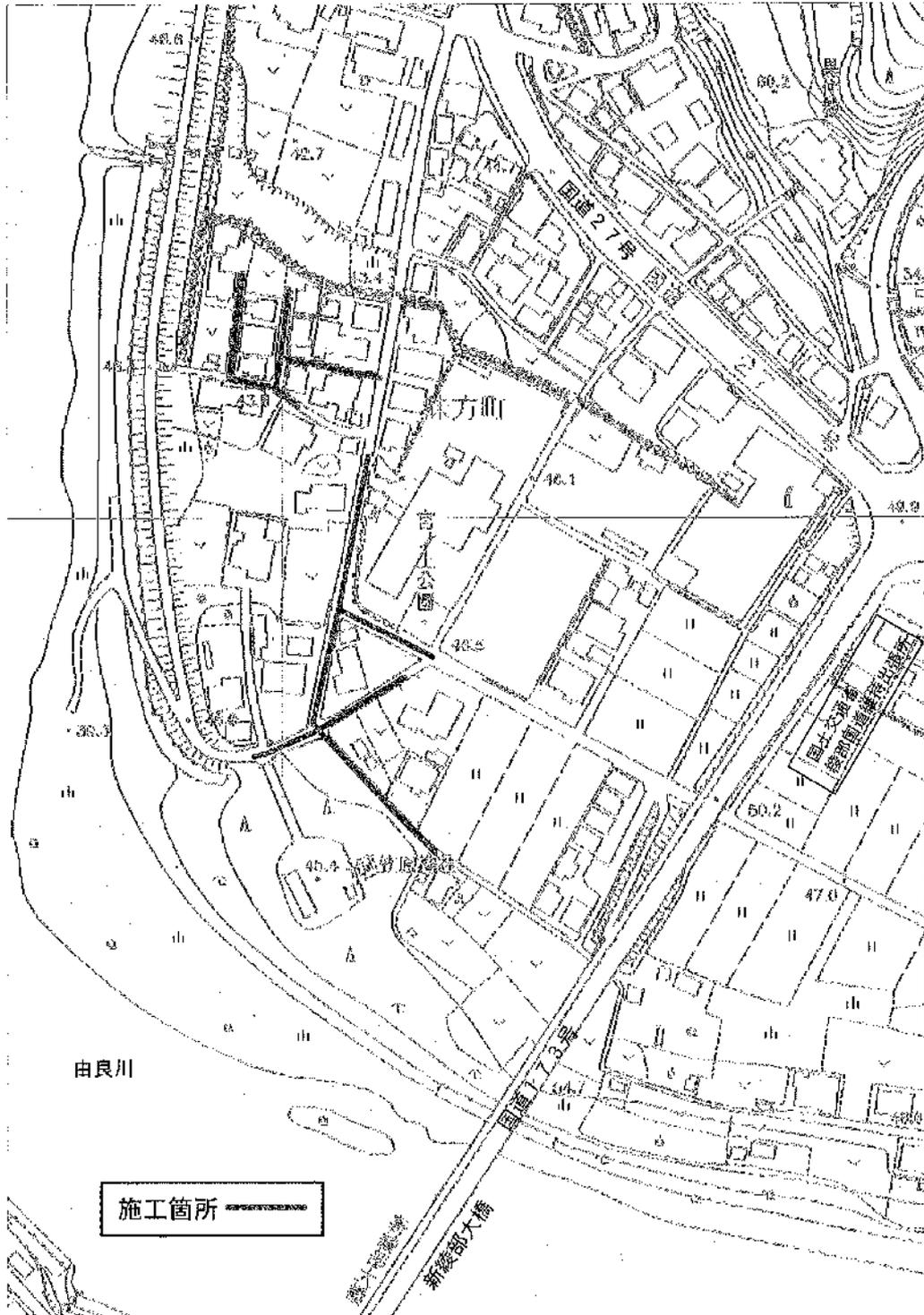
工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者の資格

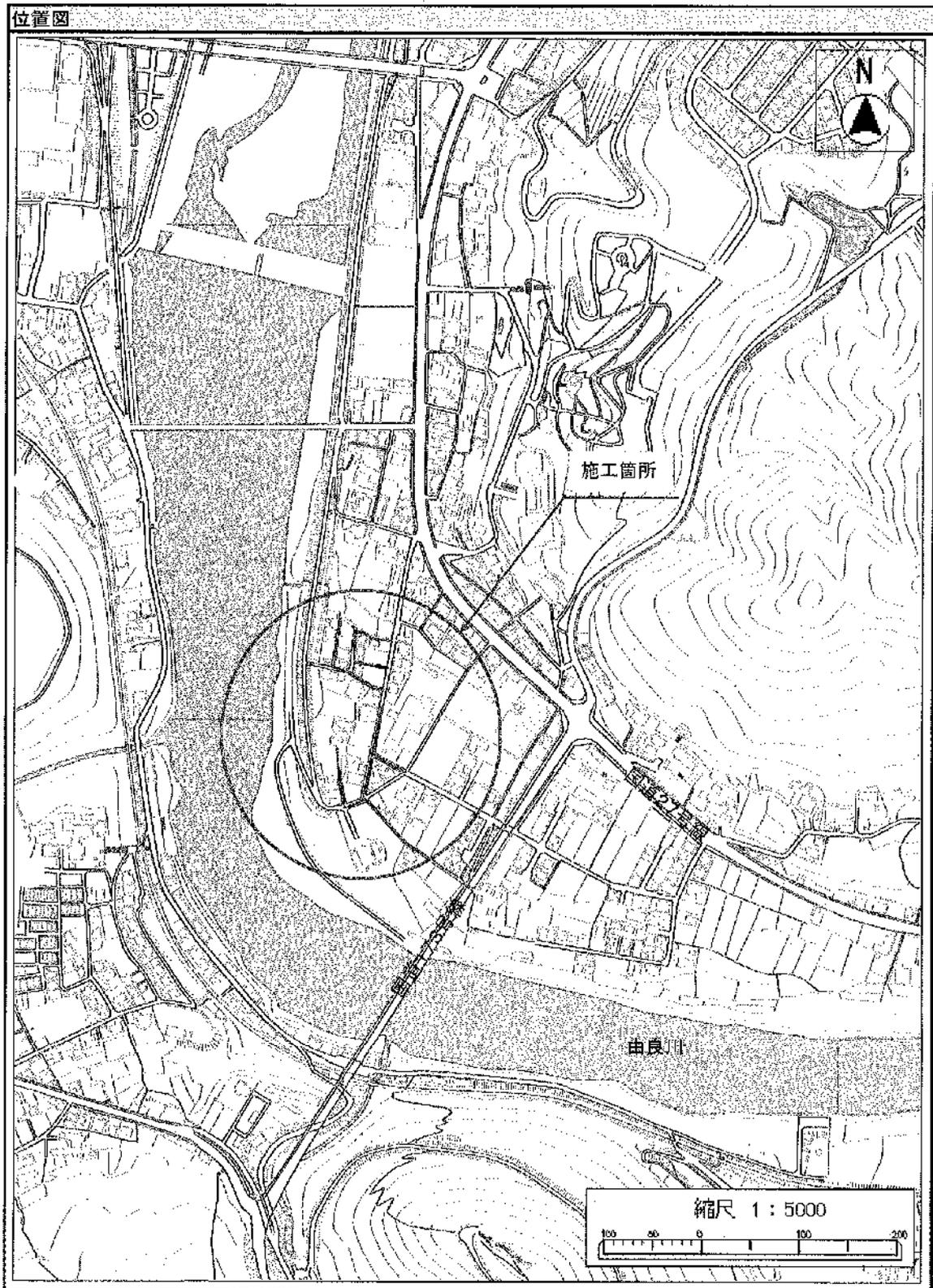
区 分		現 場 代 理 人	主任技術者又は監理技術者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場 合 の 対 応 措 置

区 分		現 場 代 理 人	主任技術者又は監理技術者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場 合 の 対 応 措 置

位 置 図



公共下水道管渠築造（6-1）工事



綾部市公告第142号

綾部駅北駐輪場整備事業、綾部駅北駐輪場屋根等整備工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和6年10月7日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第506 100号
- (2) 工 事 名 綾部駅北駐輪場屋根等整備工事
- (3) 工事場所 綾部市井倉新町外（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、綾部駅北駐輪場において屋根付駐輪ラック等の整備を行うものです。工事場所はJR綾部駅や公共施設と隣接しているため、利用者への安全確保や環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 駐輪場新設 一式
シェルター新設 一式
自由通路階段雨除けパネル設置 一式
- (6) 予定工期 令和6年11月 6日から
令和7年 3月 5日まで（120日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者とします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 令和6年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に建築工事のA等級で登録されており、令和6年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を建築工事について受けているものであること。
- (4) 令和6年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、建築工事の総合評点が750点以上であること。
- (5) 建築工事に係る綾部市発注工事で、令和5年1月1日から令和5年12月31日の間において、完了工事の成績評点が65点に満たない評定を受けていないこと。
- (6) 請負金額1,000万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の建築

工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。

- (7) 建築工事に係る技術者を、主任技術者として工事現場に配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、主任技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式一1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式一2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式一3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、主任技術者の法令による免許欄には、2(7)に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2(8)を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年10月7日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は390円です。

(2) 入札参加申請書の受付

- ①期間 令和6年10月10日(木)午前9時から午後6時まで
令和6年10月11日(金)午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で10月10日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

- (1) 入札通知書及び非指名通知書については、令和6年10月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ①期間 令和6年10月18日(金)から
令和6年10月21日(月)正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。
- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和6年10月23日(水)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①期間 令和6年10月28日(月)午前9時から午後6時まで
令和6年10月29日(火)午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は10月28日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年10月31日（木）午前11時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 配置予定の現場代理人、主任技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。
- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

- 1 工事番号
2 工 事 名
3 場 所
4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

工事番号
工 事 名
工事場所
添付書類

技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

様式 - 3

技 術 資 料

住 所

名 称

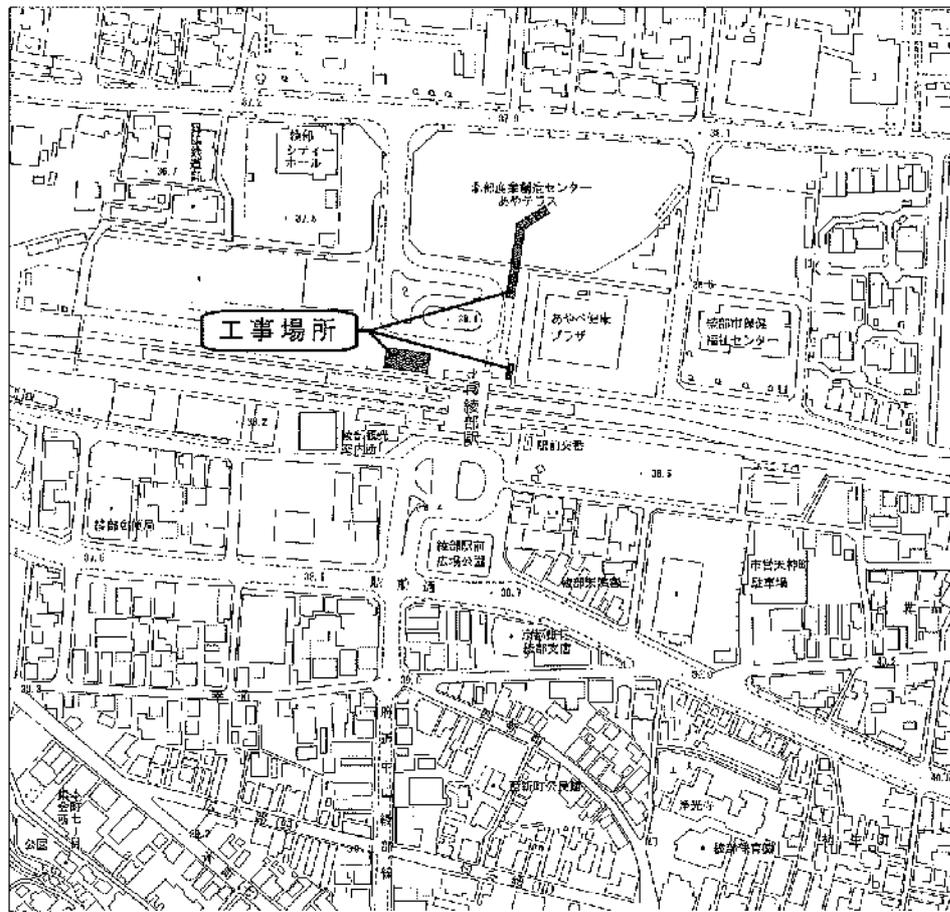
1 同種工事又は類似工事の施工実績

工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者の資格

区 分		現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置

区 分		現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置



附近見取図

綾部市公告第143号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、市道市志線法面整備工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和6年10月7日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第506 93号 |
| (2) 工 事 名 | 市道市志線法面整備工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市五泉町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L = 14.3m W = 3.2m
吹付砕工 L = 194m
鉄筋挿入工 N = 16本 |
| (5) 予定工期 | 令和6年11月 6日から
令和7年 3月25日まで（140日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和6年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のA1等級又はA等級で登録されており、令和6年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和5年1月1日から令和5年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年10月7日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は510円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年10月10日（木）午前9時から午後6時まで

令和6年10月11日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月10日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年10月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和6年10月18日（金）から

令和6年10月21日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和6年10月23日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までに

ファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和6年10月28日(月) 午前9時から午後6時まで
令和6年10月29日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は10月28日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年10月31日(木) 午前9時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

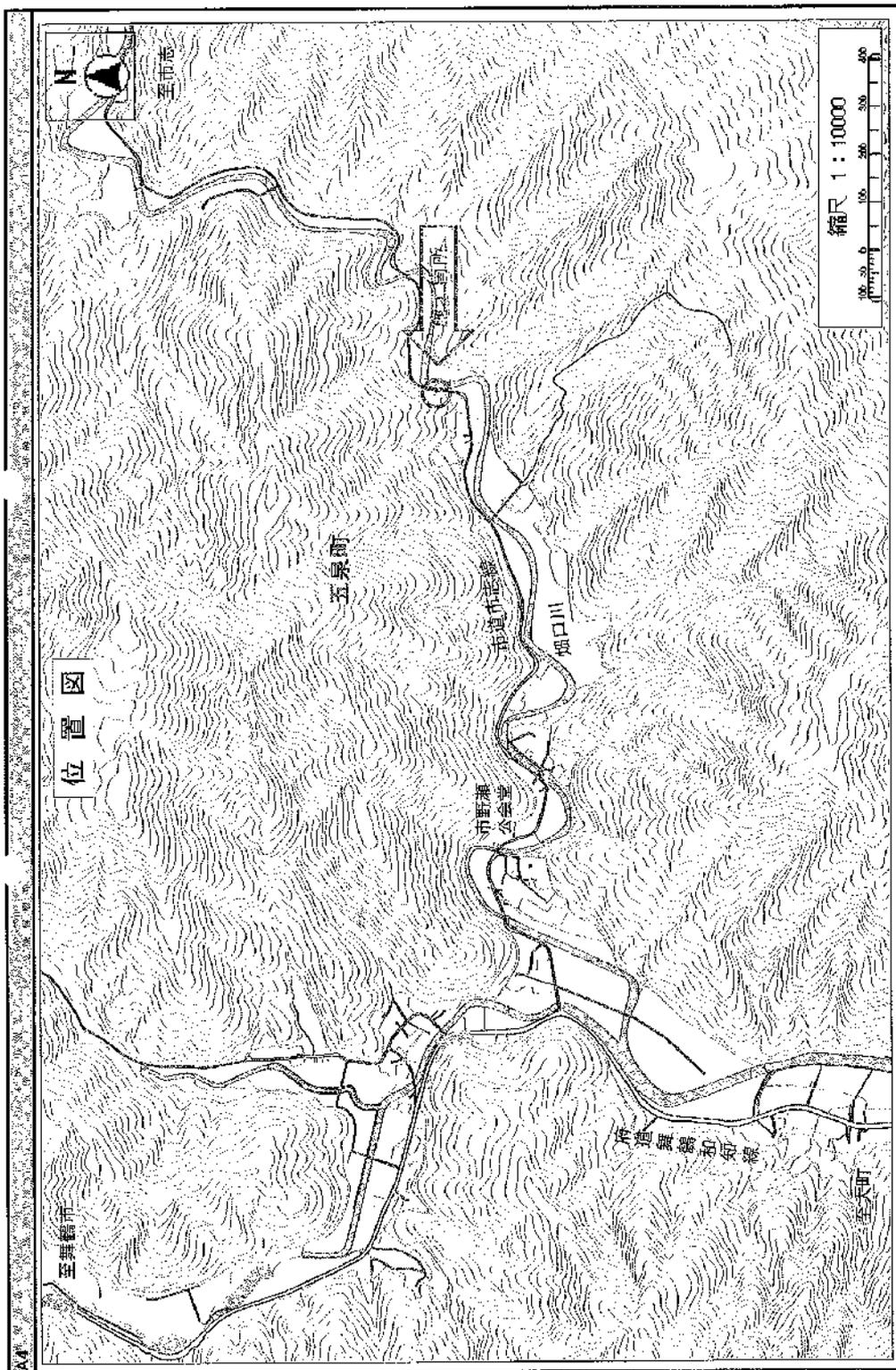
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 1 4 4 号

現年発生農地等災害復旧事業、室頭首工復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 6 年 1 0 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 6 9 4 号
- (2) 工 事 名 室頭首工復旧工事
- (3) 工事場所 綾部市八津合町 (別添位置図参照)
- (4) 工事概要 室頭首工 (5 2 8 - 5 1 1)
復旧延長 L = 7. 2 m
水叩コンクリート復旧工 A = 4 4 m²
- (5) 予定工期 令和 6 年 1 1 月 6 日から
令和 7 年 3 月 2 5 日まで (1 4 0 日間)

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 6 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、令和 6 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1) とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2 部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年10月7日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は310円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年10月10日（木）午前9時から午後6時まで

令和6年10月11日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月10日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年10月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和6年10月18日（金）から

令和6年10月21日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和6年10月23日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までに

ファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和6年10月28日(月) 午前9時から午後6時まで
令和6年10月29日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は10月28日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年10月31日(木) 午前10時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名)	(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
2	(氏 名)	(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
3	(氏 名)	(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
4	(氏 名)	(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
5	(氏 名)	(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

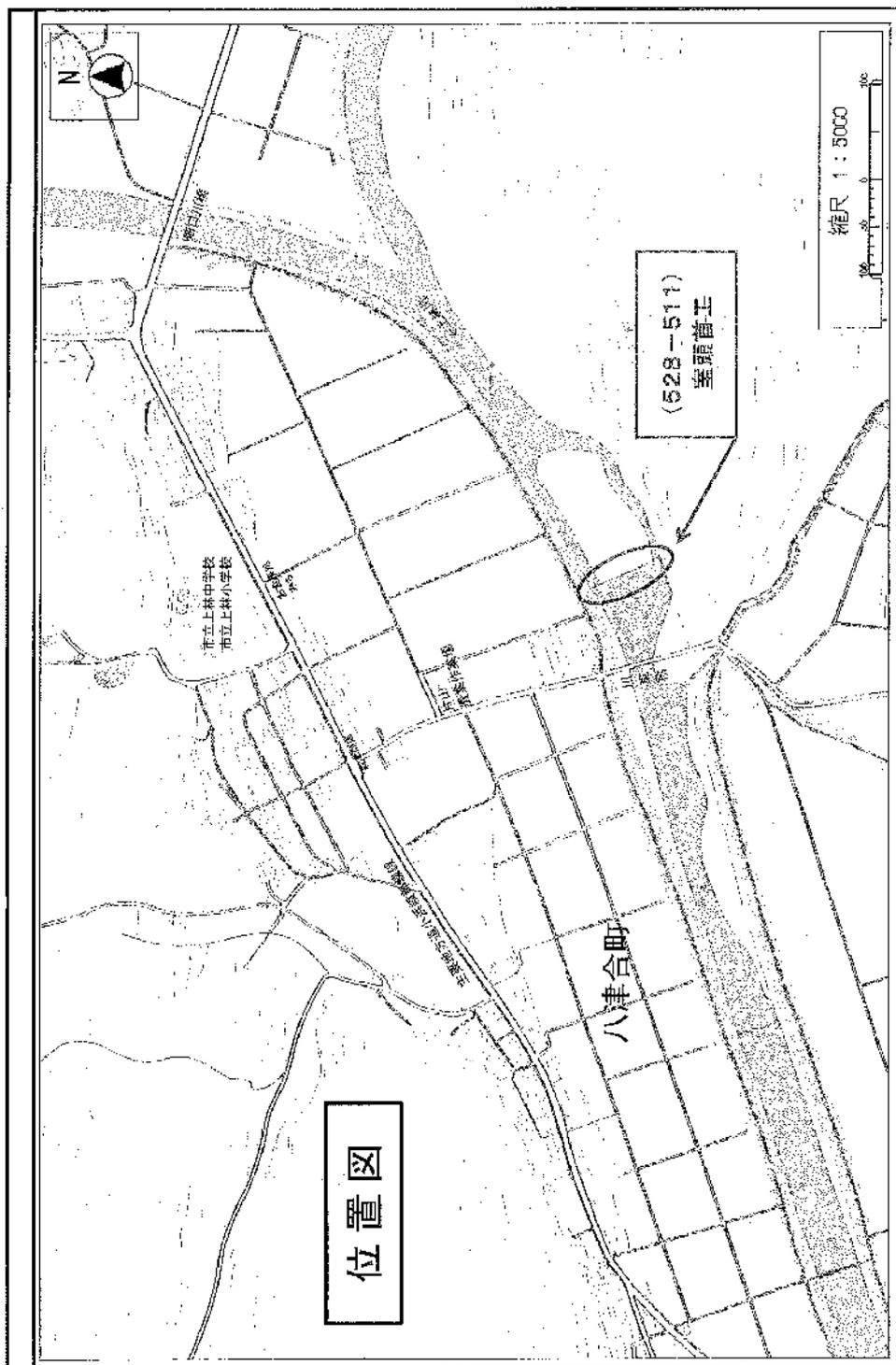
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 1 4 5 号

防災基盤整備事業、小西町防火水槽新設工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り抜け方式）とします。

令和 6 年 1 0 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 6 9 5 号 |
| (2) 工 事 名 | 小西町防火水槽新設工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市小西町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | コンクリート防火水槽新設（無蓋 4 0 m ³ ） N = 1 基 |
| (5) 予定工期 | 令和 6 年 1 1 月 6 日から
令和 7 年 3 月 5 日まで（1 2 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 6 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、令和 6 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

- (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（1）設計図書の閲覧

①期間 令和6年10月7日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は660円です。

（2）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年10月10日（木）午前9時から午後6時まで

令和6年10月11日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月10日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

（1）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年10月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（2）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和6年10月18日（金）から

令和6年10月21日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和6年10月23日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和6年10月28日(月) 午前9時から午後6時まで
令和6年10月29日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は10月28日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年10月31日(木) 午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。

- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第506 95号 小西町防火水槽新設工事	1	本案件
第506 96号 二王公園キャンプ場通路新設工事	2	

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

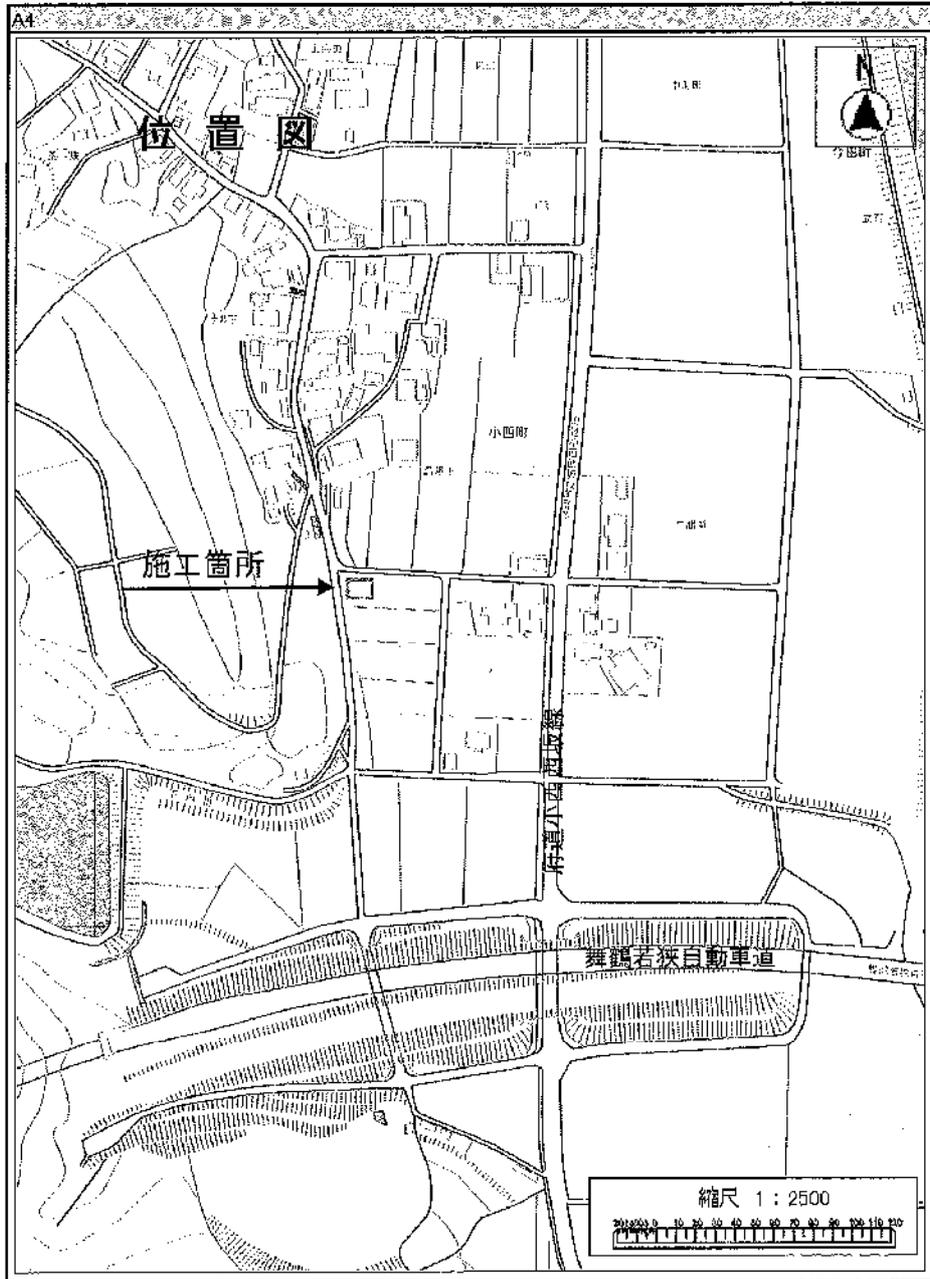
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 1 4 6 号

あやべ温泉等施設改修事業（キャンプ場整備事業費）、二王公園キャンプ場通路新設工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り分け方式）とします。

令和 6 年 1 0 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 6 9 6 号 |
| (2) 工 事 名 | 二王公園キャンプ場通路新設工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市睦寄町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L = 2 6 4 m W = 2 . 5 m
園路整備工 L = 2 6 4 m |
| (5) 予定工期 | 令和 6 年 1 1 月 6 日から
令和 7 年 3 月 5 日まで（1 2 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 6 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、令和 6 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年10月7日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は550円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年10月10日（木）午前9時から午後6時まで

令和6年10月11日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月10日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年10月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和6年10月18日（金）から

令和6年10月21日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和6年10月23日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までに

ファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和6年10月28日(月) 午前9時から午後6時まで
令和6年10月29日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は10月28日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年10月31日(木) 午前10時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第506 95号 小西町防火水槽新設工事	1	
第506 96号 二王公園キャンプ場通路新設工事	2	本案件

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊟

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

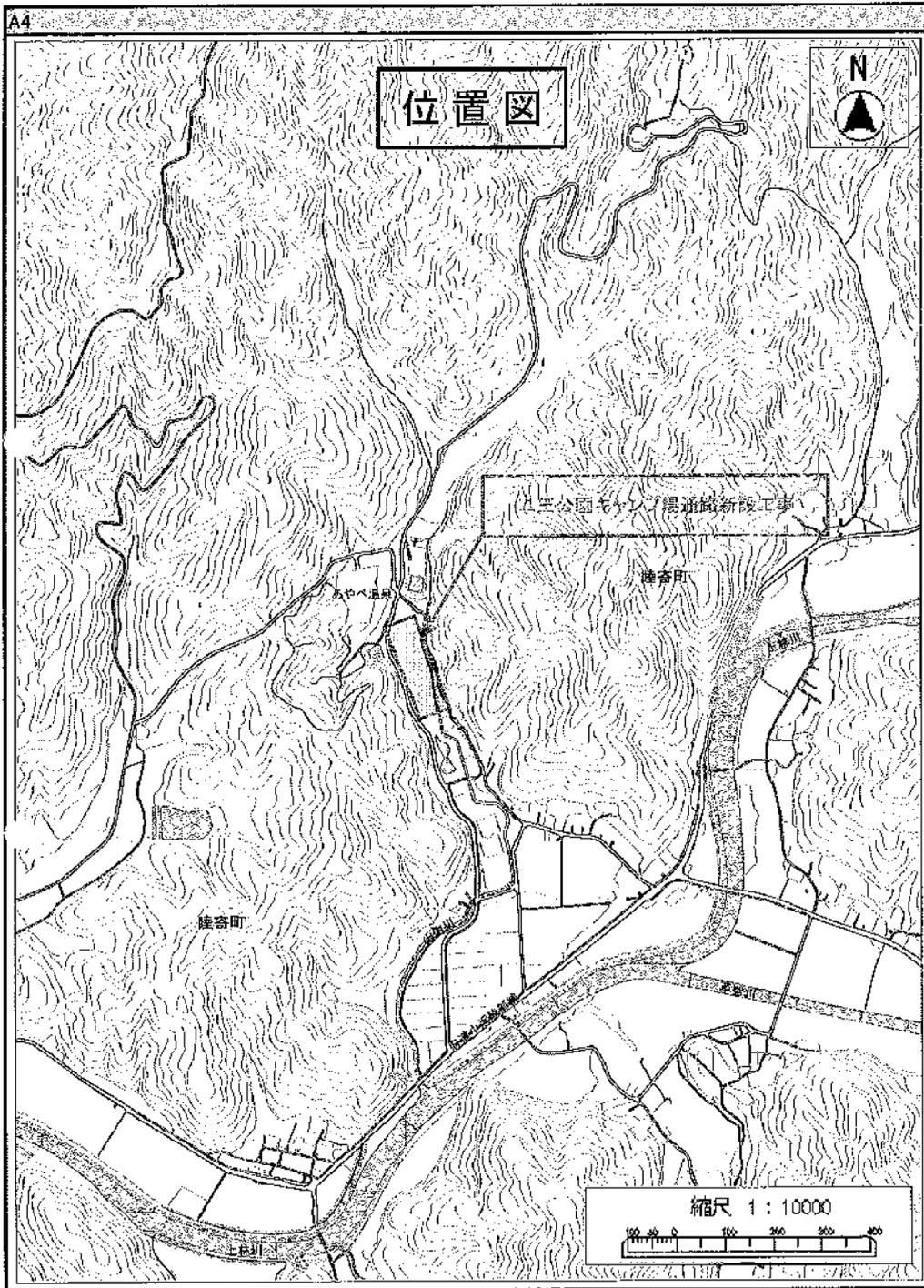
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第147号

小学校トイレ改修事業、東八田小学校トイレ改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り抜け方式）とします。

令和6年10月7日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第506 101号 |
| (2) 工 事 名 | 東八田小学校トイレ改修工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市上杉町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 職員用トイレ改修 一式
多目的トイレ設置 一式 |
| (5) 予定工期 | 令和6年11月 6日から
令和7年 2月 3日まで（90日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和6年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事のB等級で登録されており、令和6年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建築工事に係る綾部市発注工事で、令和5年1月1日から令和5年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年10月7日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は640円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年10月10日(木)午前9時から午後6時まで

令和6年10月11日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月10日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年10月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和6年10月18日(金)から

令和6年10月21日(月)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和6年10月23日(水)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は

行いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和6年10月28日(月) 午前9時から午後6時まで
令和6年10月29日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は10月28日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年10月31日(木) 午前11時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第506 101号 東八田小学校トイレ改修工事	1	本案件
第506 102号 中央公民館内装等改修工事	2	

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

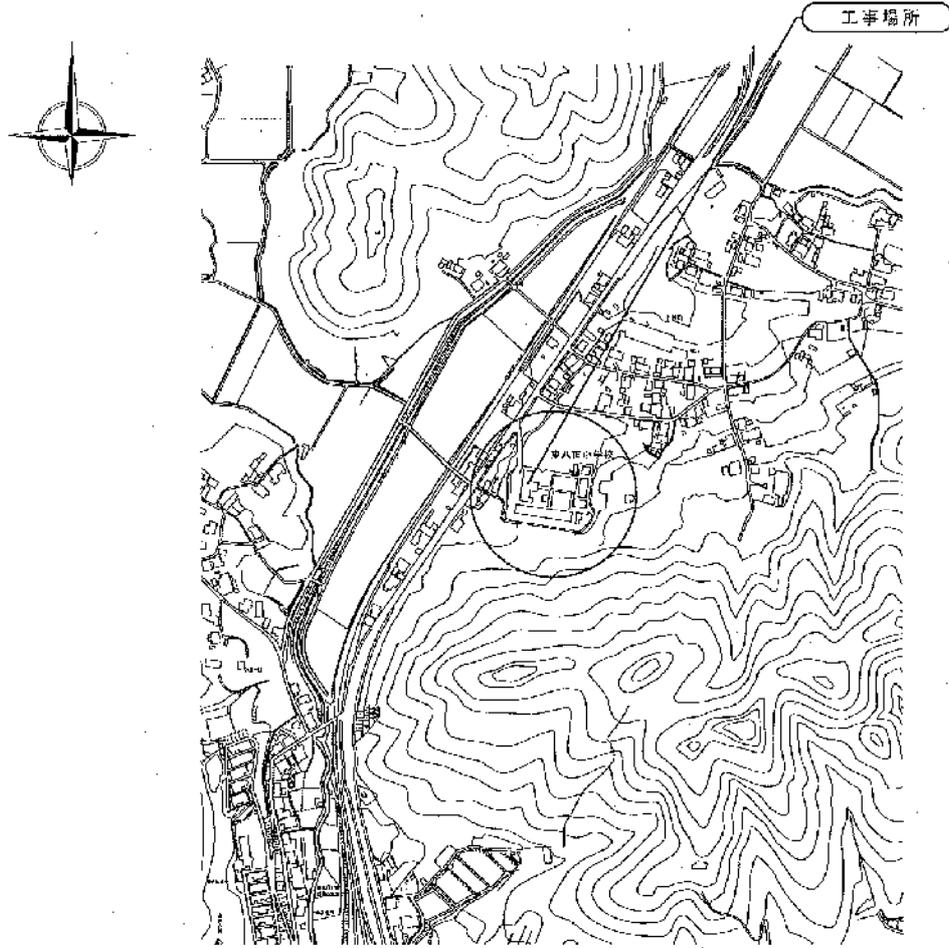
2) 主任技術者

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が8,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が8,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が8,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
 - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が8,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



付近見取図 1/7500

綾部市公告第148号

中央公民館改修事業、中央公民館内装等改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り分け方式）とします。

令和6年10月7日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第506 102号 |
| (2) 工 事 名 | 中央公民館内装等改修工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市里町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | RC造内装等改修 一式 |
| (5) 予定工期 | 令和6年11月 6日から
令和7年 2月 3日まで（90日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和6年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事のB等級で登録されており、令和6年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建築工事に係る綾部市発注工事で、令和5年1月1日から令和5年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

- (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（1）設計図書の閲覧

①期間 令和6年10月7日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は190円です。

（2）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年10月10日（木）午前9時から午後6時まで

令和6年10月11日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月10日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

（1）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年10月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（2）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和6年10月18日（金）から

令和6年10月21日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和6年10月23日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和6年10月28日(月) 午前9時から午後6時まで
令和6年10月29日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は10月28日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年10月31日(木) 午後1時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。

- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第506 101号 東八田小学校トイレ改修工事	1	
第506 102号 中央公民館内装等改修工事	2	本案件

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

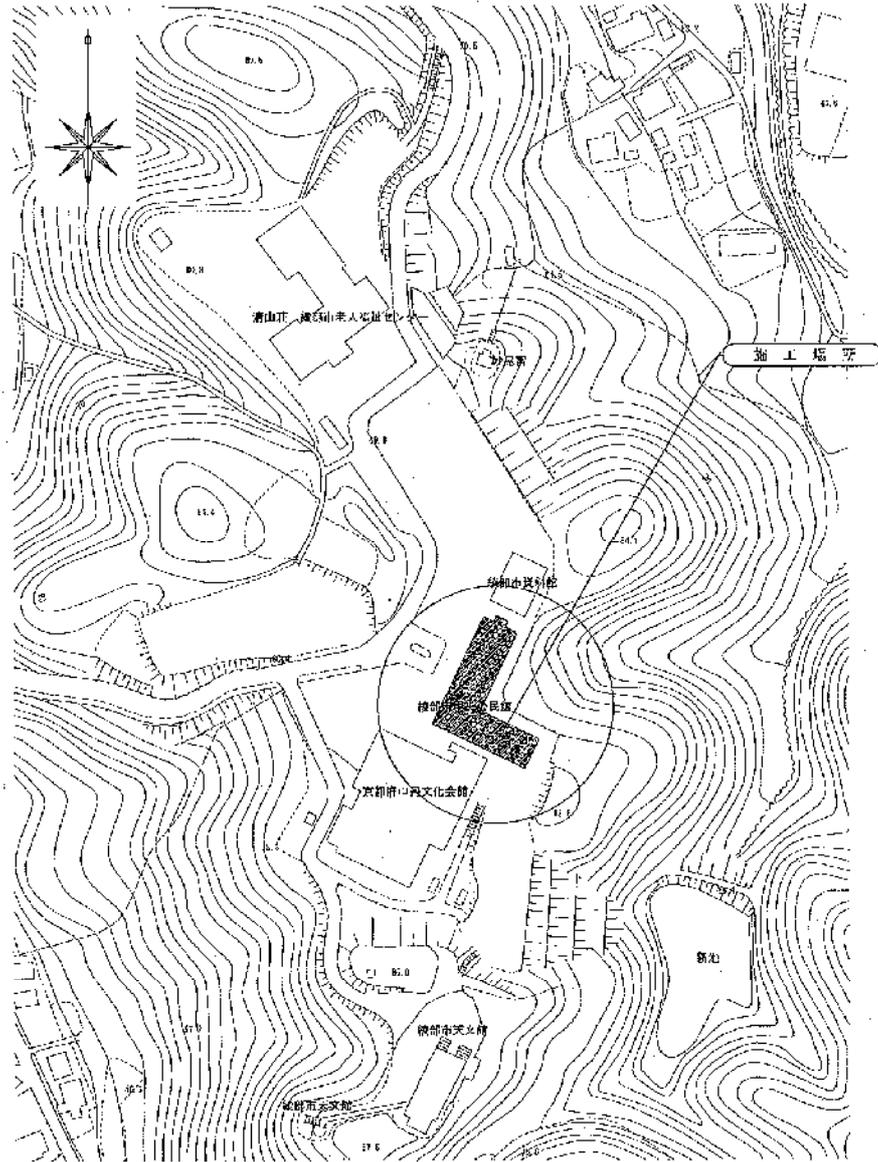
2) 主任技術者

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が8,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が8,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が8,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
 - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が8,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第149号

水量水質安定的対策事業、里町舗装復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り分け方式）とします。

令和6年10月7日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第506 103号 |
| (2) 工 事 名 | 里町舗装復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市里町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L = 360.0 m W = 5.0 ~ 25.2 m
舗装打替工 A = 244 m ²
路面切削工 A = 2,699 m ²
オーバーレイ工 A = 2,699 m ²
区画線工 L = 804 m |
| (5) 予定工期 | 令和6年11月 6日から
令和7年 3月31日まで（146日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和6年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のA等級で登録されており、令和6年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和5年1月1日から令和5年12月31日の間において、完了工事の成績評価が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年10月7日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は380円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年10月10日（木）午前9時から午後6時まで

令和6年10月11日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月10日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年10月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和6年10月18日（金）から

令和6年10月21日（月）正まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時

から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和6年10月23日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

- ①日時 令和6年10月28日（月）午前9時から午後6時まで
令和6年10月29日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は10月28日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

（2）開札の日時

令和6年10月31日（木）午後1時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら

れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第506 103号 里町舗装復旧工事	1	本案件
第506 104号 総合運動公園駐車場等整備工事	2	

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

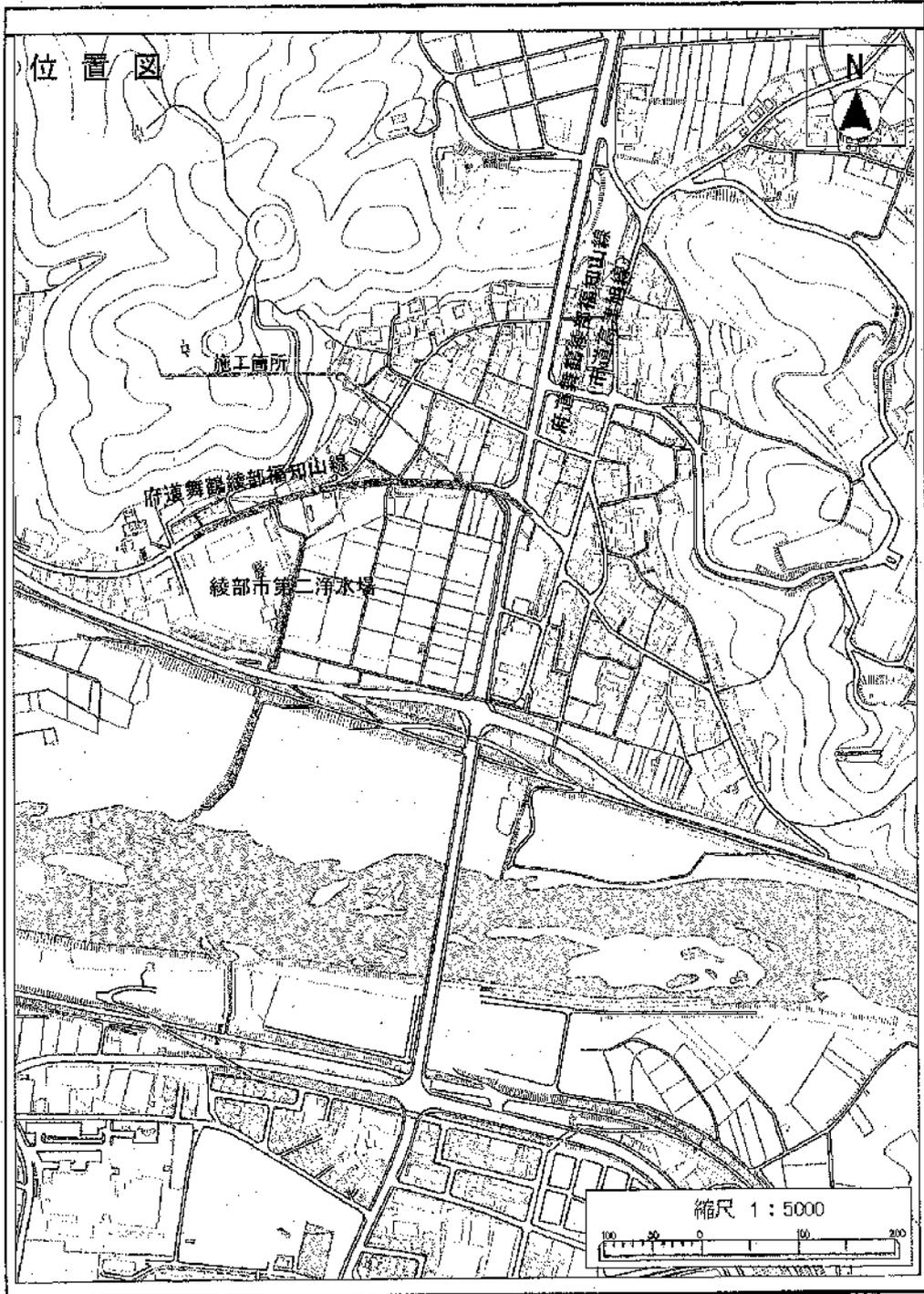
2) 主任技術者

- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
 - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第150号

緊急時避難円滑化事業、総合運動公園駐車場等整備工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り抜け方式）とします。

令和6年10月7日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第506 104号 |
| (2) 工 事 名 | 総合運動公園駐車場等整備工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市上杉町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 地盤改良工 A = 508 m ²
砕石舗装工 A = 997 m ²
アスファルト舗装工 A = 1,190 m ²
区画線工 L = 18 m |
| (5) 予定工期 | 令和6年11月 6日から
令和7年 3月31日まで（146日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和6年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のA等級で登録されており、令和6年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和5年1月1日から令和5年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ

し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年10月7日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は700円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年10月10日（木）午前9時から午後6時まで

令和6年10月11日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月10日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年10月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和6年10月18日（金）から

令和6年10月21日（月）正まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和6年10月23日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和6年10月28日（月）午前9時から午後6時まで
令和6年10月29日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は10月28日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Acceptor/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年10月31日（木）午後2時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第506 103号 里町舗装復旧工事	1	
第506 104号 総合運動公園駐車場等整備工事	2	本案件

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手持工事		手持工事
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手持工事		手持工事
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手持工事		手持工事
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手持工事		手持工事
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手持工事		手持工事
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

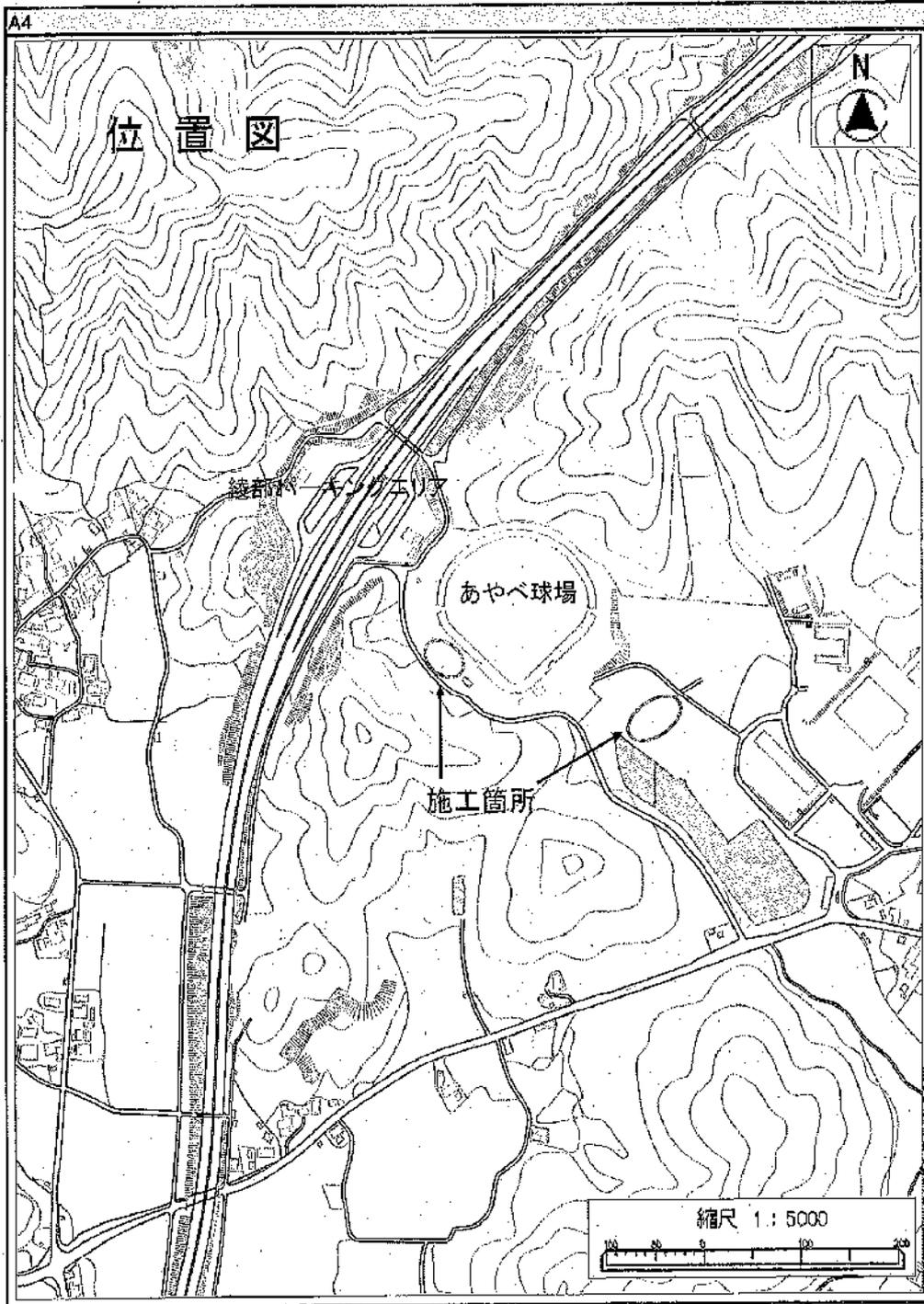
2) 主任技術者

- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第151号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和6年10月7日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第152号

次の書類は、送達を受けるべき者への送達が困難であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和6年10月17日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第153号

まちづくりセンター大規模改修事業、まちづくりセンター大規模改修工事（建築本体工事）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和6年10月21日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第506 106号
- (2) 工 事 名 まちづくりセンター大規模改修工事（建築本体工事）
- (3) 工事場所 綾部市若竹町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、まちづくりセンターの利便性の向上を図る目的で実施するものです。市役所敷地内の工事で、来庁者や職員への安全確保や環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 EV棟増築 鉄骨造2階建 95.35㎡
既存棟内装等改修 鉄骨造2階建 582.81㎡
上記に係る建築本体工事、機械設備工事、昇降機設備工事 一式
- (6) 予定工期 令和6年12月21日から
令和7年 9月16日まで（270日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者とします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 令和6年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に建築工事のA等級で登録されており、令和6年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を建築工事について受けているものであること。
- (4) 令和6年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、建築工事の総合評点が750点以上であること。
- (5) 建築工事に係る綾部市発注工事で、令和5年1月1日から令和5年12月31日の間において、完了工事の成績評点が65点に満たない評定を受けていないこと。
- (6) 請負金額5,000万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の建築

工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。

- (7) 建築工事に係る技術者を、監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の監理技術者にはなれません。

3 提出書類

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式－1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式－2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式－3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、監理技術者の法令による免許欄には、2(7)に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2(8)を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年10月21日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,260円です。

(2) 入札参加申請書の受付

- ①期間 令和6年10月24日(木)午前9時から午後6時まで
令和6年10月25日(金)午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で10月24日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

- (1) 入札通知書及び非指名通知書については、令和6年10月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ① 期間 令和6年10月31日(木)から
令和6年11月1日(金)正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。
- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和6年11月5日(火)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①期間 令和6年11月11日(月)午前9時から午後6時まで
令和6年11月12日(火)午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は11月11日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月12日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年11月13日（水）午前9時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 配置予定の現場代理人、監理技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。
- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (7) 本案件の契約締結については、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、綾部市議会の議決を要するため、議会の議決までは仮契約を締結するものとし

す。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

- 1 工事番号
2 工 事 名
3 場 所
4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓
約します。

記

工事番号
工 事 名
工事場所
添付書類

技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

様式 - 3

技 術 資 料

住 所

名 称

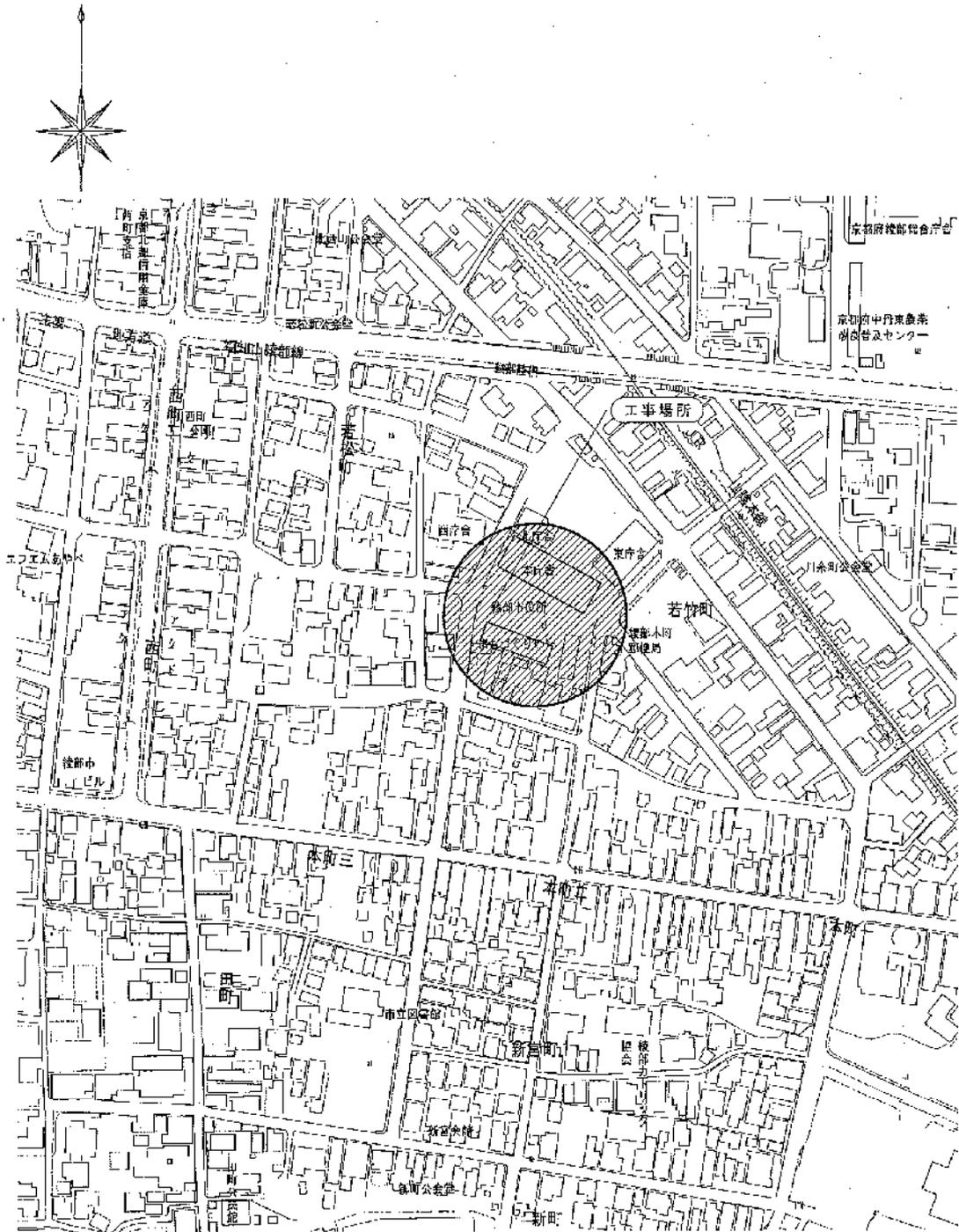
1 同種工事又は類似工事の施工実績

工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置



まちづくりセンター大規模改修工事 付近見取図 1/2,500

綾部市公告第154号

橋りょう長寿命化対策事業、市道岡中央3号線（館ノ内一号橋）橋梁補修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和6年10月21日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第506 105号 |
| (2) 工 事 名 | 市道岡中央3号線（館ノ内一号橋）橋梁補修工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市岡町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L=3.74m W=2.73m
橋梁補修工 1橋 |
| (5) 予定工期 | 令和6年11月19日から
令和7年 3月18日まで（120日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和6年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、令和6年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和5年1月1日から令和5年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年10月21日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は590円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年10月24日(木)午前9時から午後6時まで

令和6年10月25日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月24日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年10月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和6年10月31日(木)から

令和6年11月1日(金)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和6年11月5日(火)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行

いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和6年11月11日(月) 午前9時から午後6時まで
令和6年11月12日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は11月11日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月12日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年11月13日(水) 午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

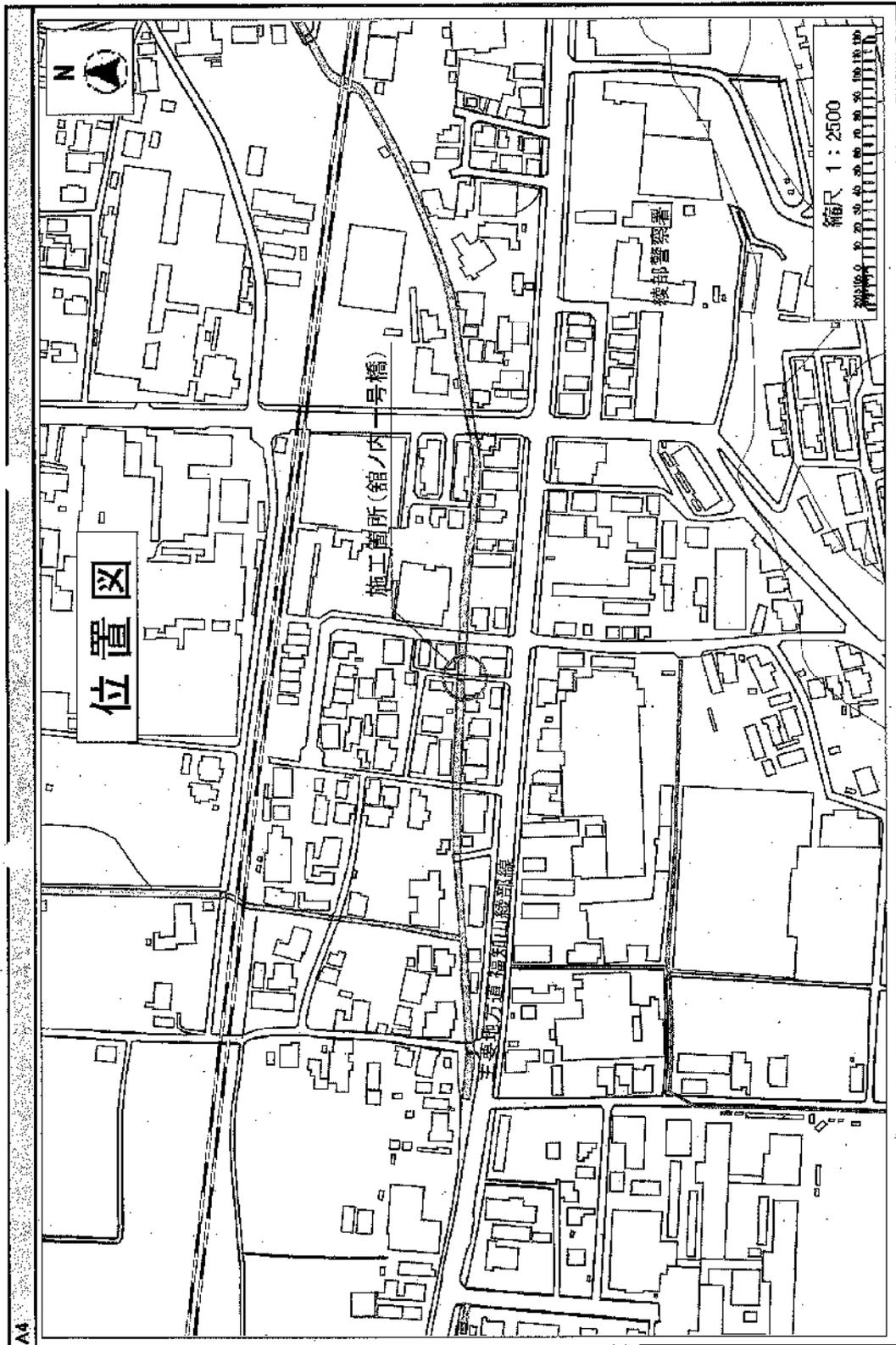
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 1 5 5 号

防災基盤整備事業、若松町消防ポンプ格納庫（詰所付）新設工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 6 年 1 0 月 2 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 6 1 0 7 号 |
| (2) 工 事 名 | 若松町消防ポンプ格納庫（詰所付）新設工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市若松町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 木造 2 階建 延べ面積 1 0 6 m ² 新築
ホースポール新設 一式 |
| (5) 予定工期 | 令和 6 年 1 1 月 1 9 日から
令和 7 年 3 月 1 8 日まで（1 2 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 6 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事の B 等級で登録されており、令和 6 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建築工事に係る綾部市発注工事で、令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年10月21日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は360円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年10月24日(木)午前9時から午後6時まで

令和6年10月25日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月24日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年10月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和6年10月31日(木)から

令和6年11月1日(金)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和6年11月5日(火)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行

いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和6年11月11日(月) 午前9時から午後6時まで
令和6年11月12日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は11月11日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月12日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年11月13日(水) 午前10時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

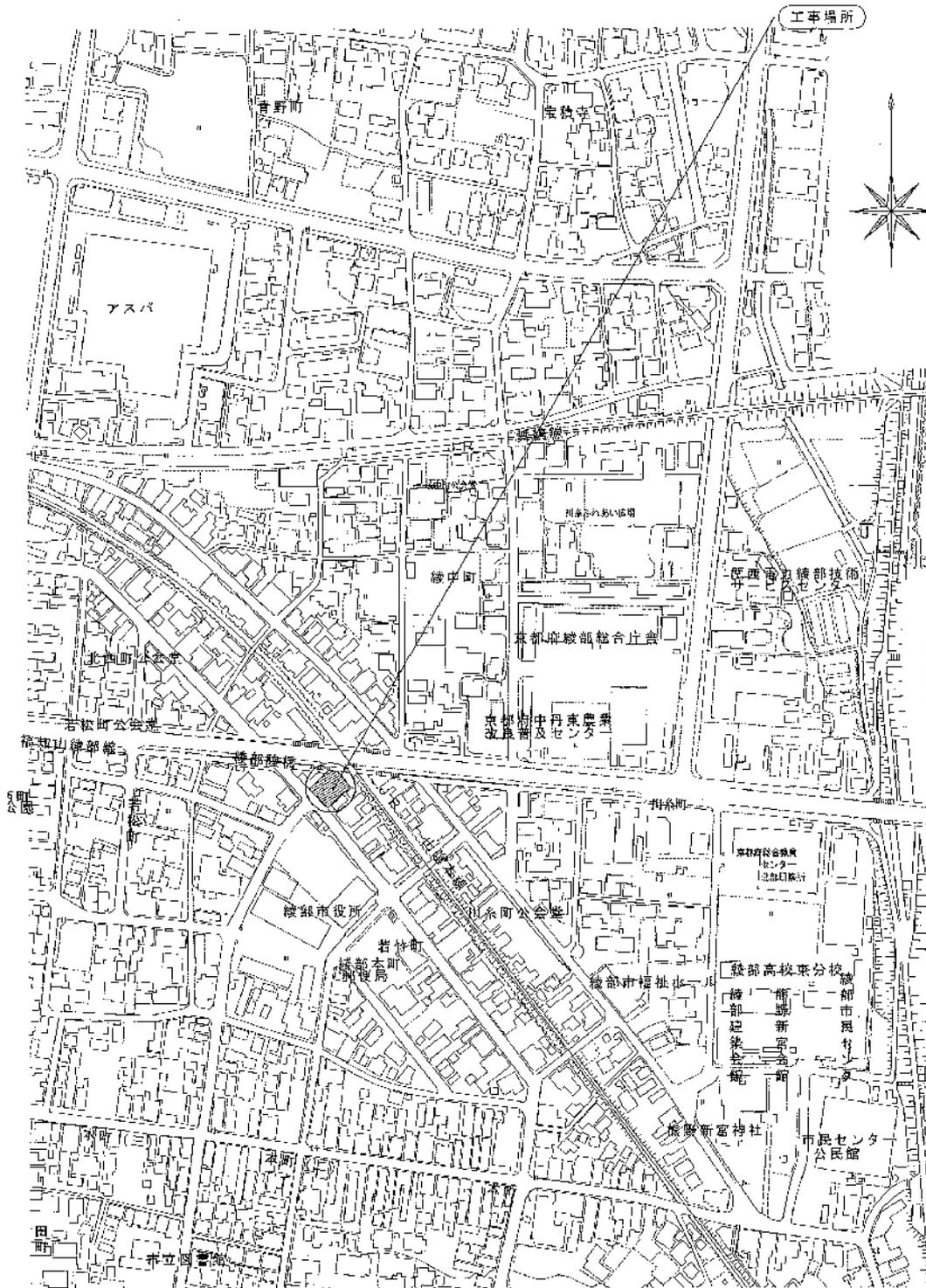
2) 主任技術者

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が8,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が8,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が8,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が8,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第156号

道路整備事業の市道綾部工業団地3号線舗装工事と工業団地対策費の市道綾部工業団地3号線マンホール調整工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和6年10月21日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第506 110号
- (2) 工 事 名 市道綾部工業団地3号線舗装工事、市道綾部工業団地3号線マンホール調整工事
- (3) 工事場所 綾部市とよさか町（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 (舗装工事)
- L = 38.7 m W = 7.5 ~ 7.6 m
- アスファルト舗装工 A = 332 m²
- 区画線工 L = 9.5 m
- 側溝工 L = 3.0 m
- (マンホール調整工事)
- L = 6 m W = 7.5 ~ 7.6 m
- マンホール調整工 N = 3箇所
- (5) 予定工期 令和6年11月19日から
令和7年 2月16日まで（90日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和6年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のB等級で登録されており、令和6年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和5年1月1日から令和5年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置で

きること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年10月21日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は930円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年10月24日（木）午前9時から午後6時まで

令和6年10月25日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月24日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年10月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和6年10月31日（木）から
令和6年11月 1日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和6年11月5日（火）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和6年11月11日（月）午前9時から午後6時まで
令和6年11月12日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は11月11日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月12日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年11月13日（水）午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札し

た者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本案件は、市道綾部工業団地3号線舗装工事と市道綾部工業団地3号線マンホール調整工事を合併して発注するものですが、契約については、2件に分けて契約するものとします。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

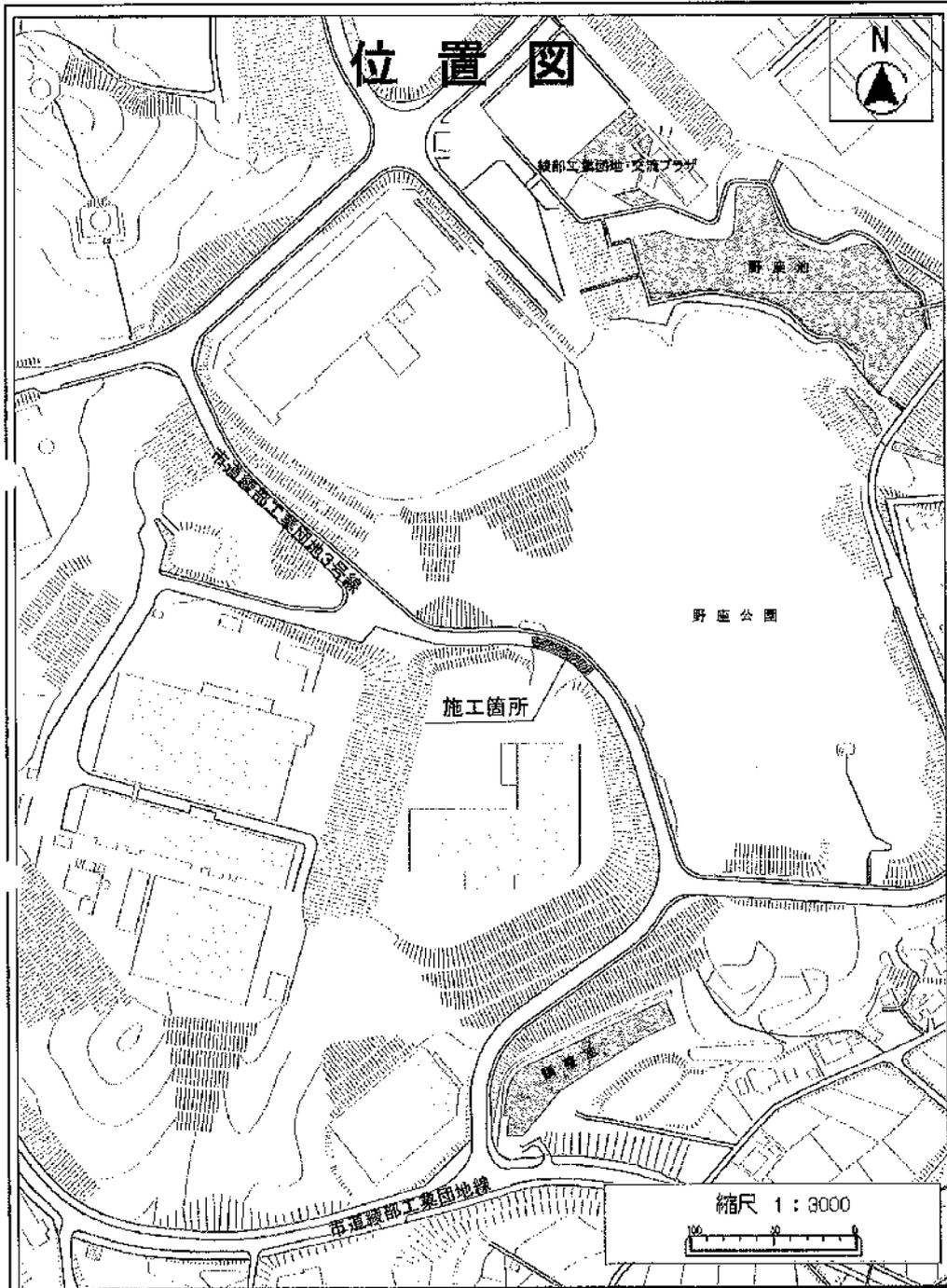
2) 主任技術者

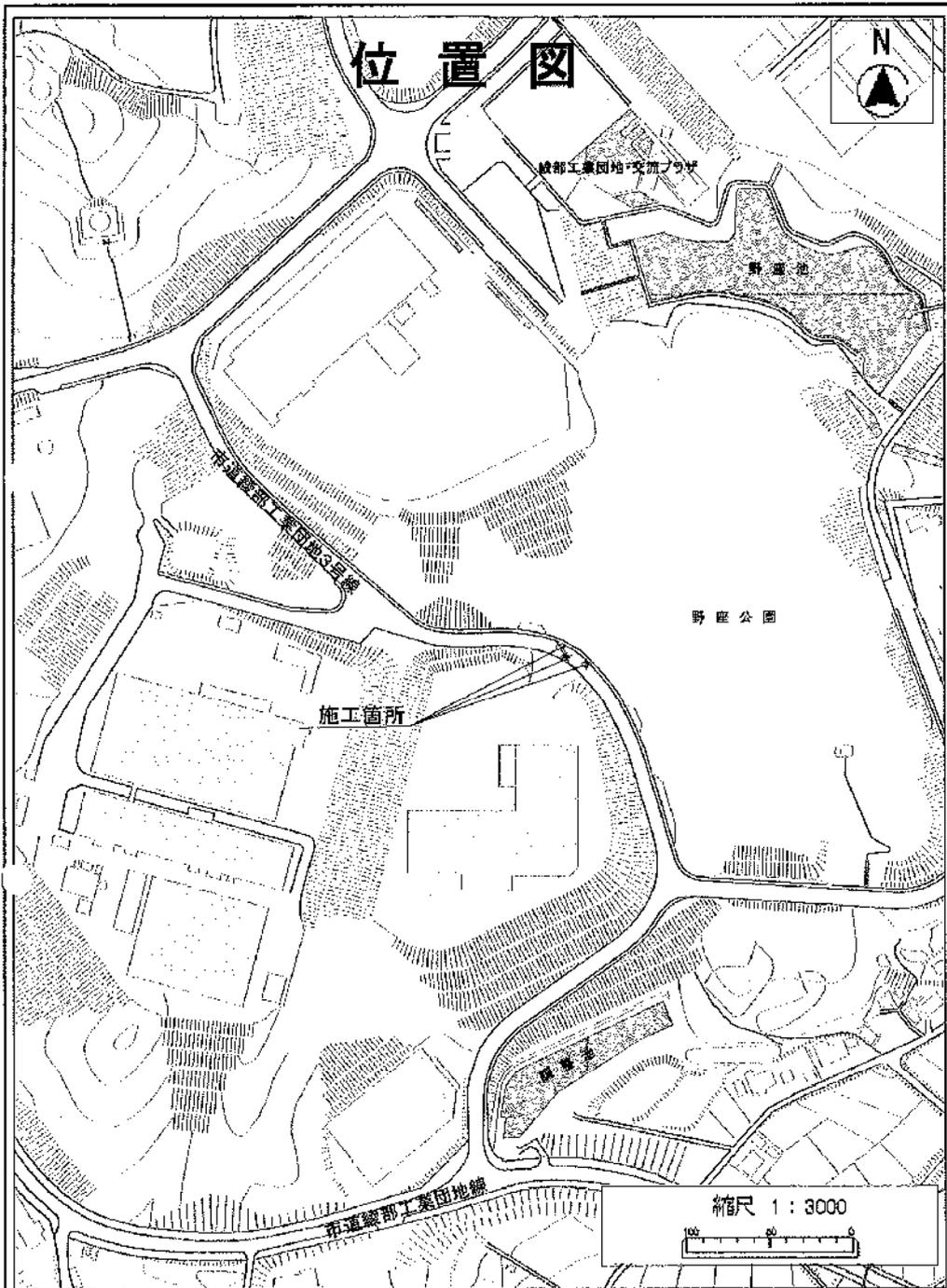
- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他に一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。





綾部市公告第157号

普通財産解体事業（農業用施設）、農業施設解体工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和6年10月21日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 工事番号 | 第506 112号 |
| (2) 工事名 | 農業施設解体工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市井倉町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 農業用施設解体 2棟
解体面積 95.06㎡
解体面積 63.00㎡
外灯設置 2基 |
| (5) 予定工期 | 令和6年11月19日から
令和7年 3月18日まで（120日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和6年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で解体工事のA等級又はB等級で登録されており、令和6年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 解体工事に係る綾部市発注工事で、令和5年1月1日から令和5年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一

一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年10月21日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は200円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年10月24日(木) 午前9時から午後6時まで

令和6年10月25日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月24日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年10月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和6年10月31日(木) から

令和6年11月 1日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和6年11月5日(火) 午後5時までに京都府入札情報公開システ

ムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和6年11月11日(月) 午前9時から午後6時まで
令和6年11月12日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は11月11日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月12日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年11月13日(水) 午前10時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 解体工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
 - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



附近見取図

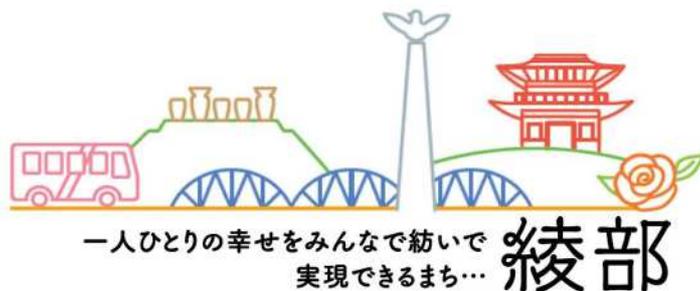
綾部市公告第 1 5 8 号

綾部市職員採用試験を次により実施します。

令和 6 年 1 0 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和 6 年度綾部市職員採用試験を、別紙要項のとおり実施します。
- 2 本試験の合格者は、「令和 6 年度・令和 7 年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載し、第 3 次試験合格発表以後必要に応じ採用します。



令和6年度

綾部市職員採用試験〈第3回一般試験〉

あなたのその『力』
綾部市民のために活かしてください!

■ 募 集 職 種

事務職員・事務職員（デジタル人材）・社会福祉士
保健師・保育士・土木技師・建築技師

■ 受 付 期 間

令和6年11月1日（金）～令和6年11月25日（月）

■ 採用予定日

令和7年4月1日



1 試験区分、採用予定人員、受験資格及び職務内容

試験区分	採用予定人員	受験資格	職務内容
事務職員	若干名	平成8年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和7年3月までに卒業見込みの方	一般事務に従事
事務職員 (デジタル人材)	若干名	平成8年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和7年3月までに卒業見込みの方で、専門課程(IT系)を修得した方又は修得見込みの方	情報系システム関係業務に従事
社会福祉士	若干名	平成8年4月2日以降に生まれた方で、社会福祉士の免許を有する方、又は採用までに資格取得見込みの方 なお、資格取得見込みでこの採用試験に合格した方が、採用までに資格取得ができなかった場合は、採用されません。	支援業務に従事
保健師	若干名	平成8年4月2日以降に生まれた方で、保健師の免許を有する方、又は採用までに免許取得見込みの方 なお、免許取得見込みでこの採用試験に合格した方が、令和7年に実施される国家試験に不合格になった場合は、採用されません。	保健関係業務に従事
保育士	若干名	平成8年4月2日以降に生まれた方で、保育士、幼稚園教諭の両方の資格を有する方、又は採用までに両方の資格を取得見込みの方 なお、資格取得見込みでこの採用試験に合格した方が、採用までに資格取得ができなかった場合は、採用されません。	こどもの福祉に関する業務に従事
土木技師	若干名	平成8年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和7年3月までに卒業見込みの方で、専門課程(土木)を修得した方又は修得見込みの方	土木関係業務に従事
建築技師	若干名	(1)平成8年4月2日以降に生まれた方で、建築士(1級又は2級)の免許を有する方 (2)平成8年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和7年3月までに卒業見込みの方で、専門課程(建築)を修得した方又は修得見込みの方	建築関係業務に従事

※すべての職種において地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

～ 地方公務員法第16条(抄) ～

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

～ 綾部市の求める人物像 ～

“一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち・・・綾部”を目指し、綾部市職員として基本的な心構えと、常に市民の目線に立って熱意を持って職務に取り組める人材を求めています。

- (1) 人権意識の高い人間性豊かな職員
- (2) 市民から信頼される職員
- (3) 組織を活性化し、積極的に自己啓発に取り組む職員
- (4) 時代の変化に対応できる職員

2 試験の内容、日時及び場所

区 分	試験内容	日 時	場 所
第1次試験	一般教養試験又は SPI3試験の選択	令和6年12月7日(土) 午前9時30分(受付:午前9時から)	綾部市役所
第2次試験	作文試験 面接試験	令和7年1月11日(土)	
第3次試験	面接試験	令和7年2月1日(土)	

※ 自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。その場合は、綾部市ホームページ(<http://www.city.ayabe.lg.jp/>)でお知らせします。

試 験 内 容	
一般教養試験	公務員として必要な一般知識及び教養についての筆記試験(社会、人文に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能) 択一式、試験時間120分、試験問題は学歴別
SPI3 基礎能力検査	言語及び非言語に関する能力検査 択一式、試験時間70分、試験問題は学歴別
作文試験	文章表現力、課題に対する理解力、文章構成力等についての試験 原稿用紙800字以内、試験時間45分
面接試験	人物評価

3 受験申込方法

申込方法	<p>*綾部市ホームページの「令和6年度綾部市職員採用試験申込フォーム（第3回一般試験）」から申し込んでください。 https://logoform.jp/form/39Fi/778043 *右記の二次元バーコードからスマートフォンでも申し込み可能です。</p>	
受付期間	<p>*令和6年11月1日(金)午前8時30分～11月25日(月)午後5時15分 *受付期間内に申し込みデータを受信完了したものに限り受け付けます。 *メンテナンス等により申込フォームが運用休止等となる場合がありますので、余裕をもって申し込みをしてください。 *使用されるパソコンやスマートフォンの通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。</p>	
注意事項	<p>*申し込みが完了すると、受付完了メールが自動送信されます。 *申し込み完了メールは「no-reply@logoform.jp」から届くため、あらかじめ迷惑メール設定を解除、もしくは受信設定をしてください。 *申込完了メールが届かない場合は、職員課まで連絡してください。</p>	
当日受付	<p>第1次試験当日の受付時に、申込完了メールを確認しますので、スマートフォン等でメール画面を呈示するか、メール本文を印刷の上、持参してください。</p>	

※インターネットによる申込みができない方は、11月18日(月)までに職員課まで問い合わせてください。

○その他

身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。
 試験申込みにより取得した個人情報については、採用試験の目的以外には利用しません。

4 合格発表

- (1)第1次合格発表 令和6年12月24日(火)午前10時
 綾部市ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者の方にはメールにて第2次試験の案内を通知しますので、必ず内容を確認してください。
 ○綾部市ホームページ(掲載期間:令和7年1月11日(土)午前10時まで)
<http://www.city.ayabe.lg.jp/> ※電話等による可否の問い合わせには応じられません。
- (2)第2次合格発表 令和7年1月下旬(予定) 受験者本人にメールで通知します。
 (3)最終合格発表 令和7年2月中旬(予定) 受験者本人にメールで通知します。



5 合格から採用まで

- (1)この試験の最終合格者は、「令和6年度・令和7年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載され、原則として令和7年4月1日に採用されますが、すでに基準学歴の学校を卒業されている場合は、令和6年度中の採用になる場合があります。なお、「令和6年度・令和7年度綾部市職員採用候補者名簿」は、令和8年3月31日まで有効です。
- (2)社会福祉士、保健師及び保育士合格者で、免許又は資格取得見込みでこの採用試験に合格した方が、令和7年3月末日までに免許又は資格が取得できなかった場合は、採用される資格を失います。

(3) 最終合格者は、採用予定人数に辞退者を見込んだ人数に加えて、欠員等の状況に応じて採用される人（採用待機者）を含みます。

(4) 最近では、最終合格者は本人の帰責による場合等を除いて全員採用されていますが、補欠合格者は、欠員等の状況に応じて採用を決定するため、必ずしも採用されるとは限りません。

6 給与、福利厚生等

(令和6年4月1日現在)

区 分	大学の新卒者	短期大学の新卒者	高校の新卒者
初任給 (月額)	196,200円	179,100円	166,600円

- ※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
- ※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。
- ※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。
- ※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づいて算出した額が初任給となります。
- ※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し、医療保険や年金制度、健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。

7 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証等）を持参の上、直接お越しください。

試験	第1次試験	第2次試験	第3次試験
開示請求 できる者	不合格者		
開示内容	第1次試験の順位及び 総合得点	第2次試験の順位及び 総合得点	第3次試験の順位及び 総合得点
開示期間	各合格発表の日(通知日)から1か月間(ただし、土、日曜日及び休日を除く。)		
開示場所等	綾部市役所本庁舎2階(市長公室職員課) 午前8時30分(開示期間の初日は午前10時)から午後5時15分まで		

試験会場(綾部市役所) 案内図

* 試験会場は駐車場に限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。



【徒歩の場合】

JR綾部駅より約15分

【あやバスの場合】

JR綾部駅よりあやバス

志賀南北線「市役所前」下車すぐ。

または、あやバス上林線、

志賀南北線、東西線、西坂線、

篠田桜が丘線、黒谷線、西八田線、

紫水ヶ丘公園線

「西町二丁目」下車、徒歩約4分



■問い合わせ先■

〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市 市長公室 職員課 職員・人事担当

Tel 0773-42-4228





令和6年度 綾部市職員採用試験<<第4回社会人経験枠>>

あなたのその 『 経験 』 活かしてください!

■ 募 集 職 種

事務職員・事務職員（デジタル人材）・社会福祉士
保健師・保育士・土木技師・建築技師

■ 受 付 期 間

令和6年11月1日（金）～令和6年11月25日（月）

■ 採用予定日

令和7年4月1日



1 試験区分、採用予定人員、受験資格及び職務内容

試験区分	採用予定人員	受験資格	職務内容
事務職員	若干名	平成元年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校及び高等学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業した後、民間企業等に通算して3年以上勤務した経験を有する方	一般事務に従事
事務職員 (デジタル人材)	若干名	平成元年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校及び高等学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業した後、情報系システム関係の保守業務に通算して3年以上の職務経験を有する方	情報系システム関係業務に従事
社会福祉士	若干名	平成元年4月2日以降に生まれた方で、社会福祉士の資格を有する方のうち、通算して3年以上社会福祉士の職務経験を有する方	支援業務に従事
保健師	若干名	平成元年4月2日以降に生まれた方で、保健師の免許を有する方のうち、通算して3年以上保健師業務の職務経験を有する方	保健関係業務に従事
保育士	若干名	平成元年4月2日以降に生まれた方で、保育士、幼稚園教諭の両方の資格を有する方のうち、通算して3年以上保育士又は幼稚園教諭の職務経験を有する方	こどもの福祉に関する業務に従事
土木技師	若干名	平成元年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方(学歴は問わない。)のうち通算して3年以上土木関係の設計業務、施工管理等の職務経験を有する方	土木関係業務に従事
建築技師	若干名	(1)平成元年4月2日以降に生まれた方で、建築士(1級又は2級)の免許を有する方のうち民間企業等に通算して3年以上勤務した経験のある方 (2)平成元年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方(学歴は問わない。)のうち通算して3年以上建築関係の設計業務、施工管理等の職務経験を有する方	建築関係業務に従事

<職務経験について(全職種共通)>

民間企業等における職務経験には、民間企業の従業員、公務員、自営業者等として就業していた期間が該当します。ただし、以下の点に注意してください。

- ①「通算3年以上の職務経験」とは、令和6年3月31日までに、週30時間以上の勤務実績が通算で3年以上であることを要します。なお、休業等(1ヶ月以上の病気休暇、育児休業)の期間は、勤務実績として通算できません。
- ②職務経験が複数期間の場合は、通算できます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合はいずれか一の職歴に限ります。
- ③設計又は施工管理の経験とは、土木又は建築構造物の築造・改修工事についての設計や、監理技術者、現場代理人等としての施工管理経験が該当します。

※すべての職種において地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

～ 地方公務員法第16条(抄) ～

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

～ 綾部市の求める人物像 ～

“一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち・・・綾部”を目指し、綾部市職員として基本的な心構えと、常に市民の目線に立って熱意を持って職務に取り組める人材を求めています。

- (1) 人権意識の高い人間性豊かな職員
- (2) 市民から信頼される職員
- (3) 組織を活性化し、積極的に自己啓発に取り組む職員
- (4) 時代の変化に対応できる職員

2 試験の内容、日時及び場所

区分	試験内容	日時	場所
第1次試験	SPI3試験	令和6年12月7日(土) 午前9時30分(受付:午前9時から)	綾部市役所
第2次試験	作文試験 面接試験	令和7年1月11日(土)	
第3次試験	面接試験	令和7年2月1日(土)	

※ 自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。その場合は、綾部市ホームページ(<http://www.city.ayabe.lg.jp/>)でお知らせします。

試 験 内 容	
SPI3試験	言語及び非言語に関する能力検査 試験時間70分
作文試験	文章表現力、課題に対する理解力、文章構成力等についての試験 原稿用紙800字以内、試験時間45分
面接試験	人物評価

3 受験申込方法

申込方法	<p>*綾部市ホームページの「令和6年度綾部市職員採用試験申込フォーム（第4回社会人経験枠）」から申し込んでください。 https://logoform.jp/form/39Fi/778051 *右記の二次元バーコードからスマートフォンでも申し込み可能です。</p>	
受付期間	<p>*令和6年11月1日(金)午前8時30分～11月25日(月)午後5時15分 *受付期間内に申し込みデータを受信完了したものに限り受け付けます。 *メンテナンス等により申込フォームが運用休止等となる場合がありますので、余裕をもって申し込みをしてください。 *使用されるパソコンやスマートフォンの通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。</p>	
注意事項	<p>*申し込みが完了すると、受付完了メールが自動送信されます。 *申し込み完了メールは「no-reply@logoform.jp」から届くため、あらかじめ迷惑メール設定を解除、もしくは受信設定をしてください。 *申込完了メールが届かない場合は、職員課まで連絡してください。</p>	
当日受付	<p>第1次試験当日の受付時に、申込完了メールを確認しますので、スマートフォン等でメール画面を呈示するか、メール本文を印刷の上、持参してください。</p>	

※インターネットによる申し込みができない方は、11月18日(月)までに職員課まで問い合わせてください。

○その他

身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。
 試験申込みにより取得した個人情報については、採用試験の目的以外には利用しません。

4 合格発表

- (1)第1次合格発表 令和6年12月24日(火)午前10時
 綾部市ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者の方にはメールにて第2次試験の案内を通知しますので、必ず内容を確認してください。
 ○綾部市ホームページ(掲載期間:令和7年1月11日(土)午前10時まで)
<http://www.city.ayabe.lg.jp/> ※電話等による合否の問い合わせには応じられません。
- (2)第2次合格発表 令和7年1月下旬(予定) 受験者本人にメールで通知します。
- (3)最終合格発表 令和7年2月中旬(予定) 受験者本人にメールで通知します。



5 合格から採用まで

- (1)この試験の最終合格者は、「令和6年度・令和7年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載され、原則として令和7年4月1日に採用されますが、すでに基準学歴の学校を卒業されている場合は、令和6年度中の採用になる場合があります。なお、「令和6年度・令和7年度綾部市職員採用候補者名簿」は、令和8年3月31日まで有効です。
- (2)最終合格者は、採用予定人数に辞退者を見込んだ人数に加えて、欠員等の状況に応じて採用される人(採用待機者)を含みます。
- (3)最近では、最終合格者は本人の帰責による場合等を除いて全員採用されていますが、補欠合格者は、欠員等の状況に応じて採用を決定するため、必ずしも採用されるとは限りません。

6 給与、福利厚生等

(令和6年4月1日現在)

区 分	大学の新卒者	大卒32歳 (職務経験10年)
初任給 (月額)	196,200円	278,700円

- ※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
- ※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。
- ※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。
- ※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づいて算出した額が初任給となります。
- ※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し、医療保険や年金制度、健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。

7 試験結果の開示

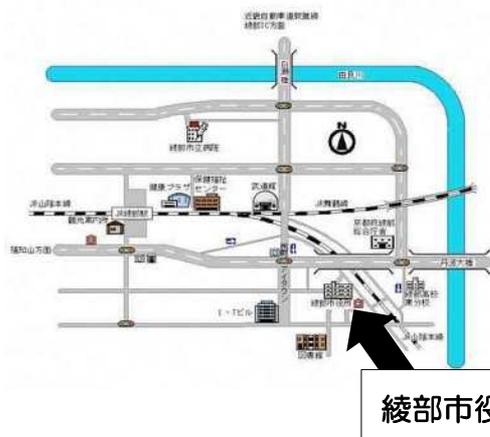
この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証等）を持参の上、直接お越しください。

試験	第1次試験	第2次試験	第3次試験
開示請求できる者	不合格者		
開示内容	第1次試験の順位及び総合得点	第2次試験の順位及び総合得点	第3次試験の順位及び総合得点
開示期間	各合格発表の日(通知日)から1か月間(ただし、土、日曜日及び休日を除く。)		
開示場所等	綾部市役所本庁舎2階(市長公室職員課) 午前8時30分(開示期間の初日は午前10時)から午後5時15分まで		

試験会場(綾部市役所) 案内図

* 試験会場は駐車場に限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。



【徒歩の場合】

JR綾部駅より約15分

【あやバスの場合】

JR綾部駅よりあやバス

志賀南北線「市役所前」下車すぐ。

または、あやバス上林線、

志賀南北線、東西線、西坂線、

篠田桜が丘線、黒谷線、西八田線、

紫水ヶ丘公園線

「西町二丁目」下車、徒歩約4分



■問い合わせ先■

〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市 市長公室 職員課 職員・人事担当

Tel 0773-42-4228



綾部市教育委員会告示第13号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和6年度第8回（10月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和6年10月16日

綾部市教育委員会

教育長 小林 治

- 1 日 時 令和6年10月22日（火）午前10時から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）

綾部市選挙管理委員会告示第14号

令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

令和6年10月9日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

令和6年10月27日執行予定

衆議院小選挙区選出議員選挙ポスター掲示場設置箇所一覧

	投票区	番号	住 所	名 称
1	1	1	綾部市田野町風久呂	風久呂団地入口矢三商店様前畑
2	1	2	綾部市上野町上野5	旧西日本農業研究センター西側フェンス
3	1	3	綾部市田野町赤坂	田野町コミュニティセンター法面
4	1	4	綾部市寺町農屋敷	寺町西入口
5	1	5	綾部市上野町上野129	綾部幼稚園東側
6	1	6	綾部市新宮町91	旧綾部市立図書館横駐車場フェンス
7	1	7	綾部市上野町上野168	綾部小学校フェンス
8	1	8	綾部市寺町上石	大谷住宅集会所フェンス
9	1	9	綾部市寺町農屋敷	正暦寺様西側駐車場
10	2	1	綾部市若竹町12	市役所東駐車場北側フェンス
11	2	2	綾部市川糸町丁畠地内	京都府綾部総合庁舎フェンス
12	2	3	綾部市並松町上溝口1	荻野昭様宅横市道ガードレール
13	2	4	綾部市野田町仲ノ後8-1	消防ポンプ格納庫前
14	2	5	綾部市味方町薬師前4	若宮酒造株式会社様ブロック塀
15	2	6	綾部市味方町舟ノ上8-1	菱田真人様宅
16	2	7	綾部市味方町薬師谷	紫水ヶ丘団地入口
17	3	1	綾部市若竹町8-1	綾部市役所
18	3	2	綾部市綾中町	大槻洋司様宅横フェンス
19	3	3	綾部市青野町西青野	Chou Chou サクラティエフェンス
20	3	4	綾部市西町三丁目南大坪	綾部市市民センター門塀
21	3	5	綾部市綾中町花ノ木30	アスパ様北駐車場道路側フェンス
22	3	6	綾部市青野町大塚	桑の苑門扉横フェンス
23	3	7	綾部市青野町大塚	市立病院前入口
24	4	1	綾部市駅前通東石ヶ坪	駅南広場府道側
25	4	2	綾部市相生町17	綾部保育園フェンス
26	4	3	綾部市神宮寺町重代1-1	昭和モータース様事務所横フェンス
27	4	4	綾部市本町七丁目53	旧日交商事(株)綾部整備工場様フェンス
28	4	5	綾部市幸通23	フレッシュバザール綾部幸通り店裏 市道駅前宮代線フェンス
29	4	6	綾部市神宮寺町西谷	桑井組様作業所前公園
30	5	1	綾部市宮代町	八幡児童公園
31	5	2	綾部市井倉町館2	井倉町児童遊園地
32	5	3	綾部市宮代町前田	京都丹の国農協様本店
33	5	4	綾部市宮代町明知20	綾部中学校グラウンド下
34	5	5	綾部市井倉町梅ヶ畑20	日東精工様玄関前駐車場
35	5	6	綾部市井倉新町北大橋18-1	井倉新町団地3棟東側フェンス
36	5	7	綾部市井倉新町石風呂1	ゲンゼ研究開発部様フェンス
37	6	1	綾部市岡町斗代	美容室パンビー様横ブロック塀
38	6	2	綾部市延町北在家7	朝倉様宅前
39	6	3	綾部市延町鳥居	小林商店様前ガードレール
40	6	4	綾部市安場町鳴竹12-1	鳴竹集会所
41	6	5	綾部市上延町岩鼻97	上延1号緑地

選挙管理委員会告示

	投票区	番号	住所	名称
42	6	6	綾部市大島町二反田11-3	綾部ルネス病院様駐車場フェンス
43	6	7	綾部市大島町大江	大島町中公会堂前ガードレール
44	6	8	綾部市岡町下山27-37	樋口明様宅
45	6	9	綾部市大島町南天田井15-1	山崎モータース様駐車場
46	7	1	綾部市高津町高土井	集落入口市道ガードレール
47	7	2	綾部市高津町荒倉	高津農林組合様農産物集出荷施設横
48	7	3	綾部市高津町三反田	京都協立病院様フェンス
49	7	4	綾部市高津町藤ノ木5-2	プラトーあやべ様横空き地
50	7	5	綾部市高津町北川	高津町防火水槽
51	7	6	綾部市高津町藤ノ木	大槻裕成様宅北側 市道ガードレール
52	8	1	綾部市里町敷田	府道綾部インター線四方順市様宅向かい付近
53	8	2	綾部市桜が丘一丁目	嶋田透様宅横フェンス
54	8	3	綾部市有岡町前田25	杉山泰一様宅
55	8	4	綾部市有岡町志庭垣	志庭垣橋横空き地
56	8	5	綾部市多田町鳴田33	参田建夫様宅
57	8	6	綾部市多田町前地	多田町公会堂
58	8	7	綾部市高倉町大懐	ゴミ集積所横
59	8	8	綾部市星原町井の谷1	星原町公民館下
60	8	9	綾部市小呂町岸ヶ下12	渡辺彰様宅隣空き地
61	9	1	綾部市釜輪町乙味井根上	釜輪町公民館前ガードレール
62	9	2	綾部市釜輪町唐次道ノ上	山家東部簡易水道釜輪加圧ポンプ室フェンス
63	9	3	綾部市戸奈瀬町道ノ下	戸奈瀬町公会堂
64	10	1	綾部市鷹栖町豊後田32	基幹集落センター
65	10	2	綾部市下原町五反田	村上工務店様資材置き場
66	10	3	綾部市上原町戸尻8	山家駅前広場
67	10	4	綾部市下替地町下針ノ木迫	府道広野綾部線沿い四方弘美様土地
68	10	5	綾部市東山町山家	東綾中学校グランドフェンス
69	10	6	綾部市旭町西ノ内	奥野定夫様宅前空き地
70	10	7	綾部市橋上町築14-1	橋上町集荷場前
71	10	8	綾部市広瀬町二和橋15	佐々木鉄工所様ブロック塀
72	11	1	綾部市和木町佐々戸	竹原いずみ様宅豚舎跡空き地
73	11	2	綾部市西原町弓矢	西原町公民館横防火水槽
74	11	3	綾部市和木町樋ノ口	市道和戸成2号入り口ガードレール
75	11	4	綾部市和木町和戸谷	和久一也様宅車庫横山すそ
76	12	1	綾部市上八田町西ノ迫	塩尻早苗様宅西側府道敷
77	12	2	綾部市上八田町泉ヶ丘坂口3	塩尻卓司様宅前防火水槽
78	12	3	綾部市七百石町中山11	慈眼寺様下防火水槽横畑
79	12	4	綾部市七百石町カイ中	大日バス停前府道敷(府道西側)
80	12	5	綾部市七百石町足縄手	消防詰所向かい側
81	12	6	綾部市七百石町八幡2	大町公会堂
82	12	7	綾部市七百石町湯ノ戸	十倉義様宅東側Y字路空き地
83	13	1	綾部市岡安町土樋ノ下5番地の1	交差点角
84	13	2	綾部市岡安町大道	西八田小学校

選挙管理委員会告示

	投票区	番号	住所	名称
85	13	3	綾部市中筋町井根淵1-2	(株)渋谷組様事務所先三差路先
86	13	4	綾部市中筋町鶴ヶ岡	木下商店様横防火水槽
87	13	5	綾部市中筋町野	中筋会館前畑
88	14	1	綾部市下八田町中溝8-9	斎藤明様宅前道路法面
89	14	2	綾部市下八田町柿差32	市道有岡淵垣線法
90	14	3	綾部市淵垣町藪ノ下6	梅原秋野様宅
91	14	4	綾部市淵垣町古川14	旧北都信用金庫淵垣支店様裏駐車場横空地
92	14	5	綾部市淵垣町三社田	あやべ台入口市道フェンス
93	14	6	綾部市淵垣町横田32	大田豊様宅横畑
94	15	1	綾部市中山町梅ノ木段6	四方克実様宅
95	15	2	綾部市中山町本丸段	井上久夫様宅前防火水槽
96	15	3	綾部市安国寺町井根尻9-2	渡邊品江様宅北側畑
97	15	4	綾部市安国寺町下背戸	安国寺公民館前
98	15	5	綾部市安国寺町上背戸	渡辺信和様宅前空き地
99	15	6	綾部市安国寺町宮ノ腰2	大槻幸一様前ガードパイプ
100	16	1	綾部市梅迫町鐘鋳場	八田地区交換機設置前
101	16	2	綾部市梅迫町溝尻	日本交通株式会社様梅迫営業所跡地
102	16	3	綾部市上杉町洪市	野間医院様東八田分院筋向い
103	16	4	綾部市上杉町横縄手	大石公民館前空き地
104	16	5	綾部市上杉町中嶋	東八田小学校上り口
105	16	6	綾部市高槻町城ノ腰21	消防ポンプ格納庫前法面
106	17	1	綾部市上杉町ヤボセ	鳥居野グラウンド前
107	17	2	綾部市上杉町道場14-5	京都丹の国農協八田支店様倉庫前府道法面
108	17	3	綾部市上杉町中寺口	施福寺公民館前
109	17	4	綾部市上杉町井ノ迫	(株)京綾貨物輸送様裏空き地
110	17	5	綾部市上杉町下雉路	吉田建一様宅前空き地
111	17	6	綾部市上杉町坂5-6	エムハウス様横法面
112	17	7	綾部市上杉町門ノ坪42	旧稲葉製作所様前空き地
113	18	1	綾部市於与岐町レダニ	上野司様宅先三差路空き地
114	18	2	綾部市於与岐町宮ノ下17	弥山会館入口横防火水槽
115	18	3	綾部市於与岐町安ノ坂	中川原作業場
116	18	4	綾部市於与岐町赤道	作業場跡地
117	19	1	綾部市黒谷町東谷3	黒谷資料館跡地
118	19	2	綾部市八代町藤角13-2	八代橋横
119	20	1	綾部市十倉志茂町大農	廣瀬義晴様所有空き地
120	20	2	綾部市十倉中町上川原65-1	東部グラウンド上り口空き地
121	20	3	綾部市十倉向町仲村	渡邊美由紀様宅横畑
122	20	4	綾部市十倉名畑町	旧口上林小学校フェンス
123	20	5	綾部市武吉町辻	武吉公民館前広場
124	20	6	綾部市佃町柳ヶ迫33	井上真弓様宅
125	20	7	綾部市忠町小白井	口上林分団第4部詰所東側道路法面
126	20	8	綾部市井根町南ノ前	永井フジ枝様宅前畑
127	21	1	綾部市位田町浦壁58番地	位田町浦壁58番地宅前庭

選挙管理委員会告示

	投票区	番号	住所	名称
128	21	2	綾部市位田町市場	位田橋北側三叉路市道フェンス
129	21	3	綾部市位田町蓮花寺	府道ガードレール
130	21	4	綾部市位田町寺町3-1	下位田遊園地前
131	21	5	綾部市位田町岬	旭ヶ丘公会堂前ガードレール
132	22	1	綾部市栗町ガラ	栗文化センターフェンス
133	22	2	綾部市栗町南ユルズ5-1	高橋様宅
134	22	3	綾部市栗町桶底3-1	永井精様宅横ガードレール
135	22	4	綾部市栗町小東1	消防団豊里分団詰所フェンス
136	22	5	綾部市栗町北ノ前48	栗上茶業組合ガレージ東側
137	22	6	綾部市位田町岡倉	門数好様北側空地
138	23	1	綾部市豊里町福垣96	豊里警察官駐在所横茶畑
139	23	2	綾部市館町森下10	伊治卓様宅向かい側
140	23	3	綾部市館町シボラ	古和田工作所様横空き地
141	23	4	綾部市今田町元立石	今田自治会様駐車場フェンス
142	23	5	綾部市大畠町上り戸	大畠公民館前
143	24	1	綾部市小西町内田28	小西茶工場様
144	24	2	綾部市小西町有坪	小西簡易児童遊園地フェンス
145	24	3	綾部市鍛冶屋町茅倉16	里山交流研修センター前
146	24	4	綾部市鍛冶屋町六反	六反作業場前
147	24	5	綾部市小畑町中村	梅垣様宅ブロック
148	24	6	綾部市小畑町天野前27	山下信行様宅石垣
149	25	1	綾部市石原町長畑	石原自治会ごみ集積所向かい府道法面
150	25	2	綾部市小貝町岬上通	小貝橋西側三叉路府道敷
151	25	3	綾部市小貝町所堺6-2	湯殿公会堂前ガードレール
152	25	4	綾部市私市町上野	私市東簡易児童遊園フェンス
153	25	5	綾部市私市町中村段	私市公会堂下ガードフェンス
154	26	1	綾部市物部町横椽	須波伎中央公民館前
155	26	2	綾部市物部町天野10	物部町防火水槽フェンス
156	26	3	綾部市物部町北前田5	下市公民館物置裏
157	26	4	綾部市物部町六地藏	下市バス停横空き地
158	26	5	綾部市物部町蓮池	府道上市交差点フェンス
159	27	1	綾部市物部町東物部119	岸田児童遊園地
160	27	2	綾部市白道路町下五反田10-1	岸本孝昭様宅横畑
161	27	3	綾部市物部町西樋ノ口25	物部会館フェンス
162	27	4	綾部市物部町西樋ノ口	ふれあい広場フェンス
163	28	1	綾部市西坂町弥谷3	谷口忠夫様宅横防火水槽
164	28	2	綾部市西坂町黒満坪	諏訪神社様前空き地
165	28	3	綾部市西坂町段ノ岡38-1	大槻弘和様宅横防火水槽
166	28	4	綾部市西坂町宮床103-1	ごみ集積所横空き地
167	28	5	綾部市西坂町堂ノ岡22-1	堂ノ岡作業場下(中野様宅横)
168	28	6	綾部市西坂町東ノ段37	赤見坂作業場隣田和すみ江様宅
169	29	1	綾部市新庄町北37	石ノ隈バス停裏畑下
170	29	2	綾部市新庄町太ヶ鼻	旧しらはせ理容店様南側空き地

選挙管理委員会告示

	投票区	番号	住所	名称
171	29	3	綾部市新庄町柿19-3	永井省三様宅前畑
172	29	4	綾部市新庄町初	奥ポンプ格納庫横
173	30	1	綾部市白道路町鎌倉田28	岡村佳子様宅横
174	30	2	綾部市白道路町谷ノ奥13	平田治様宅横畑
175	30	3	綾部市白道路町深田14	大石将文様宅隣法面
176	30	4	綾部市白道路町桜ヶ坪	綾部市白道路興農会様倉庫前法面
177	30	5	綾部市白道路町摺鉢田	山岡茂様宅先ガードレール
178	31	1	綾部市志賀郷町家際29	志賀公民館前
179	31	2	綾部市志賀郷町南町15	志賀郷バス停前
180	31	3	綾部市志賀郷町儀市前	下町橋土手
181	31	4	綾部市志賀郷町丁田8	志賀小学校前
182	31	5	綾部市仁和町仲田4-1	仁和町公民館横ゲートボール場フェンス
183	32	1	綾部市向田町久保田	岡井保様宅敷地(東側)
184	32	2	綾部市別所町流田5-1	別所停留所前
185	32	3	綾部市別所町小丸山	別所町公会堂前ガードレール
186	32	4	綾部市篠田町クゴノシタ	山添達男様宅向かい府道法面
187	32	5	綾部市篠田町祝田8	篠田集荷場前
188	33	1	綾部市坊口町由里	坊口公会堂前
189	33	2	綾部市坊口町下山岡	京都縦貫道橋脚フェンス
190	33	3	綾部市金河内町辻道27	ほ場整備石碑前
191	33	4	綾部市金河内町筋海	加柴和成様宅横防火水槽フェンス
192	33	5	綾部市内久井町石代	内久井町防火水槽フェンス
193	34	1	綾部市西方町薦ヶ迫	消防ポンプ格納庫横防火水槽フェンス
194	34	2	綾部市西方町味噌尾68	大槻國夫様宅
195	34	3	綾部市西方町貝尻	西方町公会堂横法面
196	34	4	綾部市西方町家ノ奥19	大槻修様宅
197	34	5	綾部市西方町虫田48	岡本勇様空き地
198	35	1	綾部市睦合町古川	ゲートボール場前空き地
199	35	2	綾部市睦合町念道	第一区公民館前
200	35	3	綾部市睦合町中畑	浅原公民館前
201	35	4	綾部市睦合町井谷2	寺澤正人様宅
202	35	5	綾部市睦合町下引地	引地公民館空き地
203	36	1	綾部市八津合町清水ノ下	片岡耕之助様宅横防火水槽
204	36	2	綾部市八津合町縄手	観光センター駐車場
205	36	3	綾部市八津合町馬場	馬場集荷場先防火水槽
206	36	4	綾部市八津合町祖里	井上昇様宅向かい市道ガードレール
207	36	5	綾部市八津合町村中	仲篤孝男様宅横空き地
208	36	6	綾部市五津合町荒木48	岩崎冬子様宅ブロック
209	36	7	綾部市五津合町大田2-2	農産物直売所横法面
210	36	8	綾部市五津合町入道25	弓削作業場前ガードレール
211	37	1	綾部市五津合町ユリノ下	清水作業場向かい法面
212	37	2	綾部市五津合町高岸	鎌部稔様宅北側防火水槽
213	37	3	綾部市五泉町西巻	五泉荘向かい道路法

選挙管理委員会告示

	投票区	番号	住所	名称
214	37	4	綾部市五泉町田中	市之瀬橋横道路法
215	37	5	綾部市五泉町宮ノ腰20-1	市志公民館前ガードレール
216	38	1	綾部市睦寄町長野	井長守様宅横畑
217	38	2	綾部市睦寄町志古田42	志古田防火水槽横(岩崎リエ様宅前)
218	38	3	綾部市睦寄町市場16	生野敦子様宅横空地
219	38	4	綾部市睦寄町鳥垣	坂尾呂神社様下
220	38	5	綾部市睦寄町堂ノ下14	草壁公民館跡地横
221	38	6	綾部市睦寄町有安1-1	有安公民館前グラウンドフェンス
222	38	7	綾部市睦寄町古井前	古井公民館前防火水槽
223	39	1	綾部市故屋岡町三反田	健康管理センター
224	39	2	綾部市故屋岡町小中13	仲道一彦様横防火水槽
225	39	3	綾部市故屋岡町在中	八代公民館横ガードレール
226	39	4	綾部市故屋岡町平垣	八木博喜様前防火水槽
227	39	5	綾部市故屋岡町神子谷下21番地の1	山崎正治様宅向かい府道法面
228	39	6	綾部市光野町イガミ3	志馬嘉門様宅府道向かい側空き地
229	40	1	綾部市光野町前田	光野橋下詰道路縁
230	40	2	綾部市老富町堂ノ下	みのだ橋詰空地
231	40	3	綾部市老富町ヒシリ4-3	老富会館前
232	40	4	綾部市老富町西ガチ10	市茅野作業場

綾部市選挙管理委員会告示第15号

令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のように定める。

令和6年10月9日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

- | | | |
|-------|------------------------------|---------|
| 1 日 時 | 令和6年10月15日（火） | 午後5時10分 |
| 2 場 所 | 綾部市役所西庁舎1階会議室
綾部市若竹町8番地の1 | |

綾部市選挙管理委員会告示第16号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和6年10月14日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

531人

綾部市選挙管理委員会告示第17号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和6年10月14日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

8,849人

綾部市選挙管理委員会告示第18号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和6年10月14日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

4, 425人

綾部市選挙管理委員会告示第19号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所を、次のように定める。

令和6年10月15日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

投票所一覧

投票区	投票所の施設の名称	所在地
第 1 投票区	綾部市立綾部小学校体育館	綾部市上野町上野 1 6 8
第 2 投票区	京都府中丹広域振興局綾部総合庁舎	綾部市川糸町丁畠 1 0 - 2
第 3 投票区	あやべ・日東精工アリーナ	綾部市西町三丁目南大坪 3 9 - 1 0
第 4 投票区	神宮寺公会堂	綾部市神宮寺町重代 2 0 - 1
第 5 投票区	綾部市林業センター 会議室	綾部市宮代町前田 2 0 - 5
第 6 投票区	綾部市ふれあいセンター 研修室	綾部市大島町内山田 3 2
第 7 投票区	高津公会堂	綾部市高津町荒倉 1 7 - 7
第 8 投票区	綾部市立吉美小学校 体育館	綾部市有岡町田坂 1 6
第 9 投票区	釜輪公会堂	綾部市釜輪町乙味井根ノ上 8 - 4
第 1 0 投票区	綾部市立東綾小・中学校 体育館	綾部市鷹栖町小丸山 2 5
第 1 1 投票区	西原作業場	綾部市西原町札ノ前 1
第 1 2 投票区	綾部市七百石コミュニティセンター	綾部市七百石町大釜田 1 5 - 5
第 1 3 投票区	綾部市立西八田小学校 会議室	綾部市岡安町家ノ下 1 0
第 1 4 投票区	下八田公民館	綾部市下八田町宮ノ越 1 4 - 2
第 1 5 投票区	安国寺公民館	綾部市安国寺町下背戸 6
第 1 6 投票区	綾部市東八田公民館	綾部市梅迫町溝尻 1 - 1 6
第 1 7 投票区	鳥居野公民館	綾部市上杉町鳥居野 1 6
第 1 8 投票区	弥仙会館	綾部市於与岐町宮ノ下 1 7
第 1 9 投票区	黒谷公民館	綾部市黒谷町東谷 2
第 2 0 投票区	綾部市健康ファミリーセンター 多目的ホール	綾部市十倉名畑町欠戸 3 1
第 2 1 投票区	位田高城館	綾部市位田町市場 2 8
第 2 2 投票区	綾部市立豊里小学校 図工室	綾部市栗町花貝 2
第 2 3 投票区	館町公民館	綾部市館町宮ノ前 9 0 - 2
第 2 4 投票区	綾部市里山交流研修センター	綾部市鍛冶屋町茅倉 9
第 2 5 投票区	私市東老人憩の家	綾部市私市町北京 1 8
第 2 6 投票区	綾部市物部営農指導センター	綾部市物部町東野 4 6 - 1
第 2 7 投票区	物部会館	綾部市物部町西樋ノ口 2 5
第 2 8 投票区	西坂公民館	綾部市西坂町浄土寺 1 9
第 2 9 投票区	新庄公民館	綾部市新庄町柿 2 0
第 3 0 投票区	白道路公会堂	綾部市白道路町桜ヶ坪 2 0
第 3 1 投票区	綾部市志賀郷公民館	綾部市志賀郷町北町 1 7
第 3 2 投票区	向田公会堂	綾部市向田町萩イ森 4 2 - 3
第 3 3 投票区	金河内町公民館	綾部市金河内町泉田 3 0
第 3 4 投票区	西方公会堂	綾部市西方町貝尻 1 8
第 3 5 投票区	第一区公民館	綾部市睦合町在中 4 8
第 3 6 投票区	綾部市観光センター	綾部市八津合町縄手 1
第 3 7 投票区	五泉荘	綾部市五泉町西巻 1 2
第 3 8 投票区	草壁公民館	綾部市睦寄町堂ノ下
第 3 9 投票区	綾部市林業者等健康管理センター	綾部市故屋岡町三反田 1 5
第 4 0 投票区	綾部市水源の里・老富会館	綾部市老富町ヒシリ 7 - 1

綾部市選挙管理委員会告示第20号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を、次のように定める。

令和6年10月15日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

期日前投票所名	所在地	期日前投票所を設ける期間
綾部市役所本庁1階会議室	綾部市若竹町8番地の1	令和6年10月16日(水)から 令和6年10月26日(土)まで 午前8時30分から午後8時まで
上林いきいきセンター	綾部市八津合町上荒木5番地	令和6年10月24日(木)から 令和6年10月26日(土)まで 午前9時から午後7時まで
物部営農指導センター	綾部市物部町東野46番地の1	令和6年10月24日(木)から 令和6年10月26日(土)まで 午前9時から午後7時まで

綾部市選挙管理委員会告示第21号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における期日前投票所を、次のとおり指定した。

令和6年10月15日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中田 誠 治

施 設 名	所 在 地
綾部市役所本庁1階会議室	京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市選挙管理委員会告示第22号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和6年10月15日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

投票管理者・同職務代理者選任表

投票区	投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
1	中村和正	田野町岡倉33番地	梅原俊介	若松町1
2	村尾之範	川糸町下番取59番地の1	由良真一	福知山市字天田249-27
3	廣田富士雄	天神町34番地	吉松正人	福知山市前田小字一ノ宮1440-8
4	荻野義夫	西新町西馬場15番地の17	新川友規	青野町下入ヶ口35-1
5	山本聖子	井倉新町北大橋18番地の1 井倉新町団地1棟302号	永井 漠	福知山市字堀1381-1 コモド曾我井101
6	中堂秀二	上延町且寺1番地の3	石原良樹	青野町六反目27 グラン・ブルーL棟102
7	朝倉正道	高津町北川72番地	原口圭介	上延町下雑面93-1
8	村尾泰造	有岡町田部32番地	植原英一	里町西ノ糸19-3
9	木下泰洋	釜輪町蘭頭13番地	吉岡啓介	福知山市字篠尾689-6
10	永井 環	東山町山家74番地の1	四方 豪	本町一丁目7
11	梅原利昭	和木町和木成22番地の1	松村淳史	青野町東馬場下21-16
12	諏訪能彦	七百石町鳥ヶ坪4番地	渡邊弘之	高槻町城ノ腰27
13	谷口茂樹	岡安町岡3番地の1	出口 均	寺町門田43-3
14	大槻光宜	下八田町田ノ前22番地	後藤裕美	川糸町下番取5-12
15	四方克実	中山町梅ノ木段6番地の1	吉崎俊介	青野町棗ヶ市34-3
16	四方和行	梅迫町上町20番地	守屋俊則	福知山市中坂町1-26
17	磯井文男	上杉町井ノ迫43番地	吉田洗和	舞鶴市字南田辺5-19
18	瀧花重明	於与岐町カリヤバ3番地	菱田敬生	青野町東青野60-1
19	堀井清美	黒谷町フゴ田8番地の3	大槻康彦	福知山市字猪崎350
20	辻本俊行	井根町寺ノ段19番地	高橋要一朗	桜が丘二丁目3-8
21	中島栄一	位田町岬7番地の44	四方博文	福知山市字長田239-237
22	村上敏明	栗町相定5番地の15	佐藤広志	栗町沢162-2
23	安達秀樹	今田町神子田27番地	上田亮輔	福知山市中坂町1-12
24	中村羊子	小畑町田畑10番地の1	伊賀原 司	今田町下開10
25	谷口 智	私市町上野86番地	岩崎成樹	青野町西ノ後27-12
26	塩見正人	物部町横椽36番地の1	岡田佳伯	物部町戸尻5-1
27	上原宏文	物部町東樋ノ口29番地	森本泰弘	若松町11-4
28	安達節也	西坂町松尾68番地の1	岡田太郎	神宮寺町加迫17-12
29	芦谷敏郎	新庄町開田23番地	四方繭子	高倉町大懐2-7
30	上原芳樹	白道路町北口55番地	居合克樹	福知山市石原5-4-2
31	田中 透	志賀郷町家際47番48番合地	出口勇樹	綾中町花ノ木5
32	久木加代子	向田町迫田32番地	近松幹太	青野町館ノ後51
33	小池 靖	金河内町柏在1番地	酒井貴弘	桜が丘二丁目15-10
34	大槻幸夫	西方町松住5番地の2	村上智規	中ノ町二丁目34-3
35	嶋田與喜雄	睦合町小山ノ下17番地	久下祐介	川糸町堀ノ内1-19
36	杉尾繁昭	五津合町吉田63番地	大東 豊	南丹市美山町上平屋森本23-2
37	水谷太一	五泉町太郎垣2番地の1	吉川昌典	舞鶴市行永東町15-22
38	渡邊博幸	睦寄町鳥垣下16番地	久下博史	西町三丁目北大坪3-4
39	森藤連太郎	故屋岡町朝根48番地	田中松彦	下八田町八ヶ谷1
40	澁谷満男	光野町沢田9番地	古和田 実	睦寄町小野田8

綾部市選挙管理委員会告示第23号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和6年10月15日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

綾部市役所本庁1階会議室

期日前投票日	期日前投票管理者		同職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
10月16日 (水)	吉 崎 進	上杉町小嶋30	四 方 健 一	福知山市字正明寺 1743-2
10月17日 (木)	中 田 誠 治	上野町上野1-2	渡 辺 秀 和	七百石町西岡15
10月18日 (金)	高 橋 秀 文	忠町段10	志 賀 由 佳	上延町下雑面84-1
10月19日 (土)	梅 原 静 代	小呂町宮ヶ迫 3-6	上 田 亮 輔	福知山市中坂町1-12
10月20日 (日)	中 田 誠 治	上野町上野1-2	久 下 祐 介	川糸町堀ノ内1-19
10月21日 (月)	吉 崎 進	上杉町小嶋30	森 本 容 子	上延町下雑面80-2
10月22日 (火)	高 橋 秀 文	忠町段10	村 上 寛	七百石町八幡16
10月23日 (水)	梅 原 静 代	小呂町宮ヶ迫 3-6	村 上 智 規	中ノ町二丁目34-3
10月24日 (木)	中 田 誠 治	上野町上野1-2	志 賀 由 佳	上延町下雑面84-1
10月25日 (金)	吉 崎 進	上杉町小嶋30	野々垣 博 子	上延町岩鼻70-2
10月26日 (土)	高 橋 秀 文	忠町段10	大 槻 一 郎	高津町荒倉20-6

上林いきいきセンター

期日前投票日	期日前投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
10月24日 (木)	野々垣 ひろみ	睦寄町草壁 56	塩見 浩一	大島町岡ノ段 35-7
10月25日 (金)	阪田 雅之	五泉町家尻 11-1	執行 俊成	大島町岡ノ段 1-94
10月26日 (土)	山口 太一	青野町棗ケ市 29-1	鎌部 秀樹	青野町下入ケ口 12-24

物部営農指導センター

期日前投票日	期日前投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
10月24日 (木)	大槻 登志治	新庄町水上 59	浜木 宏一郎	福知山市字拝師 261-4
10月25日 (金)	四方 正人	大島町岡ノ段 18-16	岸本 孝昭	白道路町五反田 35
10月26日 (土)	酒井 努	館町高谷 39-26	右近 朋也	福知山市土師新町 二丁目 74

綾部市選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

令和6年10月15日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中田 誠 治

投票区名	投票所を開いている時間
第19区投票所（黒谷公民館）	午前7時から午後7時まで
第40区投票所（綾部市水源の里・老富会館）	午前7時から午後7時まで

綾部市選挙管理委員会告示第25号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における綾部市開票区の開票の場所及び日時を、次のように定める。

令和6年10月15日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

- 1 開票場所 日東精工株式会社体育館
綾部市宮代町門ノ前20番地
- 2 開票日時 令和6年10月27日（日） 午後9時30分から

綾部市選挙管理委員会告示第26号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における綾部市開票区の開票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和6年10月15日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中田誠治

衆議院小選挙区選出議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査

開票管理者

住 所 綾部市上野町上野1番地の2
氏 名 中 田 誠 治

同職務代理者

住 所 綾部市忠町段10番地
氏 名 高 橋 秀 文

衆議院比例代表選出議員選挙

開票管理者

住 所 綾部市上杉町小嶋30番地
氏 名 吉 崎 進

同職務代理者

住 所 綾部市小呂町宮ヶ迫3番地の6
氏 名 梅 原 静 代

綾部市選挙管理委員会告示第27号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上のときの開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、次のように定める。

令和6年10月15日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 1 場 所 | 綾部市役所本庁北3階第2会議室
綾部市若竹町8番地の1 |
| 2 日 時 | 令和6年10月24日（木）午後5時10分から |

綾部市選挙管理委員会告示第28号

令和6年10月15日付け綾部市選挙管理委員会告示第25号で告示した令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票を開始する時刻は、25分繰り下げ午後9時55分とする。

令和6年10月27日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治